

1991. 6. 20

# 討論の記録

— 不確定な断面からの出立 —

— 刊行委員会

目次

まえがき

1ページ

一九九一年六月二〇日の討論経緯

―不確定な断面からの出立― 2ページ

註

討論の記録原案への反応と再構成プラン(刊行委) 3ページ

まだ討論されていないテーマの総体への／からの視線(刊行委) 8ページ

役員料(\*は6・20までに配布されたものではないが参考に加える。)

救援74年10月号と11月号の記事(河村、宮内、小林)\* 12ページ

出版記念会のおしらせ(宮内) 15ページ

救援通信最終号を媒介する討論のために(松下) 16ページ

模索舎月報91年6月号の〈百字アピール〉(松下) 17ページ

訂正リスト・補充分(山浦)\* 17ページ

80年5月29日集会への招請状(救援連絡会有志)\* 18ページ

前記の集会に関する救援通信14の記事(宮内)\* 19ページ

前記の集会に関する時の楔通信第2号の記事(松下)\* 20ページ

約十年おきの集会に関する註(松下)\* 21ページ

「新雑誌X」87年2月号、3月号、\*11月号の記事(五十嵐) 22ページ

「鉄格子の大学から」(74年12月)と救援通信最終号の堀川氏の文章 29ページ

〈生活手段(職業)〉(概念集2から)\* 30ページ

〈プロテスト〉(概念集4から)\* 31ページ

〈裁判提訴への提起〉(概念集5から) 32ページ

伊藤 久氏を追悼するパンフへの原稿(山浦、豊田)\* 34ページ

我々は孤立してきたのか(小谷)\* 38ページ

今日的、歴史的課題(小川)\* 41ページ

91年6月20日付の同時代建築研究会あての提起(松下) 42ページ

その後の経過について(松下)\* 43ページ

『ワードマップ 現代建築』目次とへあとがき〈原案(松下)\* 44ページ

9・18〜10・16会議への遠方からの発言(松下)\* 47ページ

あとがき

このパンフを刊行する情動的な位相(松下) 49ページ



一九九一年六月二〇日に、救援通信最終号の刊行を記念する集会が開かれたが、それまでの経過を救援連絡会を軸として簡単に記すと次のようである。

69年に日大が小林氏を懲戒免職処分。(70年に神戸大が松下を懲戒免職処分)

71年に東京理科大が宮内氏を分限免職処分。(72年に都立大が菅谷氏を懲戒免職処分)

73年に関東学院大が河村氏を通常解雇処分。(徳島大が山本さんを、岡山大が坂本氏を

それぞれ懲戒免職処分。岡山大は70年にも萩原、坂本の両氏を五ヶ月の休職処分)

74年の一番で宮内氏が勝訴。(75年に新潟大が佐藤氏を懲戒戒告処分)

75年の二番で和解した宮内氏の設計事務所を事務局として76年3月に(小林・河村裁判を支える)大学教員救援連絡会が発足。(77年に京都大が竹本氏を分限免職処分)

80年から神戸大の松下処分に關する人事院審理の再開を求めて東京地裁へ裁判が拡大。

80年5月に69年5月開催に連続する大学闘争に關する公開討論集會。(主催も69年に連続して全都助手共闘連合。参加者は百数十名、徹夜討論にも数十名が残る。)

87年3月に相模女子大が五十嵐氏を依願退職させる。(救援連絡会は90年3月に知る。)

87年9月の二審段階で小林氏が和解。

88年12月の三審判決で最高裁が河村氏の上告を棄却。

89年2月～11月の會議で、松下から、救援資金の残りは、これまでの活動に關する重要な資料(救援通信のバックナンバー)を軸とし、年表をつける。)や各自の総括表現を収録するパンフの刊行と討論集會の費用に應用するのがよいと提起。

90年3月に、河村氏の病氣～入院で遅れていた河村裁判報告集會。前記の提起が事前に送られ、会場で確認された。編集委員は田宮、山浦、松下。原稿は数回の督促の後で年末にやっと刊行しうる最低量がそろった。(広島修道大が五名の教員を懲戒解雇処分)

91年5月に印刷完了～配布開始。

前記のような経過をへて六月二〇日の集會が設定され、これまでのメンバー約三〇名に案内状が松下作成のレジュメと共に送られた。このレジュメは集會後に松下が作成した註と共に概念集5(91年7月)に掲載している。

なお、六月二〇日の討論について、松下のメモと記憶に基づいて記録原案を作成し、各参加者へ送って訂正補充を依頼し、反応を松下気付の刊行委に集積しつつ再構成した。記録原案は討論経過や発言の原型にできる限り近い表現であるが、再構成プランはかなりの抽象度を帯びている。理由は3ページ以降の註を参照して下さいれば幸いである。註に連続してのべると、今回のパンフ化の試みは、註でのべた①～②～③を包括しつつ69年以來の放置されている無数のテーマを發語し集會の位相を媒介して対象化し始める契機をもっており、読者の意見と共闘により作業対象と應用の範囲を拡大していきたい。



一九九一年八月二〇日の討論経緯

時間―午後6時半～9時半の予定↓実際には7時～11時半

場所―全統一労働組合本部会議室(東京・御徒町駅近くの新広小路ビル5階)

参加者―(アイウエオ順、敬称略)

五十嵐良雄(現代教育研究所長として69年以来活躍。78年から相模女子大、87年追放)

大山賢一(学生時代に日大闘争に参加。日本農文学会事務局長。)

河村隆二(73年に関東学院大学が解雇処分。情報数理研究所で原子力関係の仕事に従事)

川野辺聡明(河村氏の定時制高校時代からの友人。印刷業。救援通信の印刷もした。)

小谷孝一(東京理科大。71年段階にハリスト闘争。その後も組合を拠点として活動)

小林忠太郎(69年に日大が懲戒免職。農業原論の自主講座を持続。社会党国会議員秘書)

立松久昌(建築雑誌編集者。元「宮内・成瀬支援連絡会議」世話人↑原案を訂正)

田宮高紀(東京理科大。全統一労働組合執行委員長。反原発運動も活発に展開)

豊田巳津男(河村処分段階の関東学院大学の学生。現在は地域生協で活動)

中村幸安(明治大学。公害裁判などでの証言を数多くおこなってきた。)

堀川 勉(東京理科大。宮内処分撤回闘争に参加。同時代建築研究会のメンバー)

松下 昇(70年に神戸大学が告訴と懲戒免職。多くの刑事・民事裁判の当事者)

満田 正(69～73年に日大、東海大、関東学院大などが助手・非常勤講師の契約を解除)

宮内 康(71年に東京理科大が免職処分。山谷、釜ヶ崎の労働者のための建築で活躍中)

室田明彦(明治大学。岡山大学処分に関する人事院審理の代理人でもある。)

山浦 元(東海大学。各地の反原発運動に理論・実践の両面から参加)

欠席したが、レジュメや討論に関連する人

伊藤光子(87年に癌で死去した夫の伊藤久氏と共に元・関東学院大学学生↑原案を訂正)

小川信夫(東京理科大。71年段階にハリスト闘争。その後も組合を拠点として活動)

貝原 久(元・相模女子大短期大学部長、現・代々木ゼミナール講師)

竹内洋子(69年に城右高校が解雇処分。各種のパート労働をへて現在は中学非常勤講師)

会場で配布された資料(\*<sub>1</sub>、\*<sub>2</sub>は回覧可能。それ以外は17ページ以降に掲載)

五十嵐から…相模女子大から追放される経過に関する雑誌記事コピー数種

小林から…大山氏との共著『出稼ぎ最前線』(\*<sub>1</sub>)

松下から…模索舎月報6月号の救援通信最終号に関するハ百字アピールVのコピー

堀川氏の74年の文章と90年の文章の各コピー

裁判提訴に関する提起(概念集5にも掲載)コピー

同時代建築研究会あての六月二〇日付の提起コピー

山浦から…救援通信最終号の訂正リスト(補充したものをこのパンフに掲載)

広島修道大教員処分に関するパンフ数種(\*<sub>2</sub>)



## 討論の記録原案への反応と再構成プラン

刊行委員会は91年8月15日付で次の送り状と共に討論記録の原案を六・二〇集会参加者に郵送した。

六月二〇日の集会への参加ありがとうございました。この日の討論テーマはより広い場へ公開される方がよいと考え、私の記憶を媒介して記録の原案を作成してみました。集会前にお届けしたレジュメで予告しましたように、関連表現と共にパンフレットを刊行していくことを構想していますが、皆様のお考えも尊重しつつ具体化していきたいので、お手数ですが九月一五日まで（期限は厳守して下さい。）に次の点に関してご連絡いただければ幸いです。

①ご自分の氏名、所属大学ないし職場などを公開したくないとか、経歴などについてこのような紹介をされたくないとお考えの方は、その旨をお知らせ下さい。その場合は、どのように記載すればよいか試案を提示して下さい。その他の希望も提案も歓迎します。（パンフレットの配布方法や範囲についても）

②発言記録の原案を見て、ご自分（ないし関連する他の参加者）の発言を補充・訂正する方がよいとお考えになった場合は、記入して返送して下さい。当日は発言しなかったがこう考えていたとか、後でこう考えたという場合も（註）として書き加えていただいで結構です。

③九月一五日までに到着した回答に基づいて原案を再構成し、資料や註を加えた30ページ前後のパンフレットを十月末までに刊行の予定ですが、入手をご希望の場合は一部千円（切手可）をできれば前記の二項目への回答と同時に送っていただければ作業に役立つので、よろしく願います。

一九九一年八月一五日

〒六五七 神戸市灘区赤松町一丁目一番地 松下昇

(TEL 〇七八・八二一・四九八四)

九月中旬までに予測を上回る約半数の人々の意思を確認することができた。これらの人々はニュアンスの違いはあっても記録原案に基づくパンフの刊行企画に反対してはいなかった。しかし、応答しない約半数の人々は記録原案に基づくパンフの刊行企画に潜在的な拒否の感覚をもっている可能性が大きいと推定できた。もちろん、最初の予定通りに記録の原案に補充・訂正したものを中心にして刊行することはできるし、それはそれで意義は

あると私は考えたけれども、応答した人々や救援連絡会には関係はないが共通する問題をもつ人々の示唆や協力を得つつ編集作業をすすめる過程で、今回は記録原案に応答者による数箇所の補充・訂正を加えたものは応答者にもみ配布して

はパンフの中には入れず、それに対応して記録原案から松下以外の刊行委メンバー（6・20集会对応する多くの集会に参加してきた野原氏）が作成したテーマの再構成リストを掲載することにした。

このような方法をとる理由はいくつか挙げられる。

①発言が原像に近い形で文字・パンフ化されることを充分には意識していない、ないし慣れていない人々の同意ないし意見を得にくい段階での一方的な公表を留保する。

②6・20の討論は重要な内容を示しているが、参加者それぞれの語りうる総体からの（不確定な断面）であり、一回だけの討論の記録からそれぞれの人が潜ってきた二十年以上のテーマを読み取るのは困難である。（持続的な討論の場を作る度合で各人のテーマ総体に迫りうる。）

③この方法をとることによって、その作成・公表方法を何らかの理由で根底的にとらえかえすべきさまざまな文書（特に裁判所や教授会の記録）の解体・止揚の活動に6・20参加者のみならず多くの人々が視線を向ける契機にしたい。

比喩的にいえば、前記のテーマの再構成リストや関連資料・註を掲載するパンフ（a）を実数部分とし、前記の  
を虚数部分（bi）とする

複素数（ $a + bi$ ）を作成し、まずaのみを一般的に公表するということである。

なお、このパンフの読者が、記録原案に補充・訂正されたものを読みたい場合には、刊行委へ連絡していただければ前記の応答者の連絡先を伝えるので、それらの中の任意の人から入手することが可能であることを付記しておく。



区分	内容	
0-0	これらの討論テーマをより広い場へ公開する方がよい シナリオ形式の危険性：出席者の卑小性だけが強調されて テーマが浮かび上がってこない 会計報告（短いが明朗で公開の意志に買われている）	N N M 0
0	いつも、すべてこれから始まると思うことにしている	7
1	私たちは世界にそのようにしか関われない	1
試みと状況		
	私たちの試みに応えてくれる状況がない	1
	私の子供が読まない 不在の時に読む 誰が読むのか	1
1-1	なんとか分かりやすくヴィジョンを提出したい	1
	救援通信最終号の評価	5
	二〇年たってこの程度にしか達しないのか 文章の背後にある困難さを見ない評価はダメ	M
1-1-1	状況と試みの関係、試みと私の関係が見えなくなっている 自分が何をしてきたのか、分からない これから何をしたいのか、分からない	7
1-2	歌集（短歌）の状況性の自覚度	6
	裁判に引きずられここまで来た	5
1-2-1	試みは解雇撤回として始まった、突発的、自然発生的にそして、裁判のリズムに従って続いてきた 試みの内実を問わなくとも、継続しうる 裁判の意味に疑問を感じてきた 裁判提訴の限界を強調する強烈な体験の放置があるはず プロテストの展開にとって、職場での活動と、裁判提訴のどちらをとるか 二項対立を越える本格的な永続闘争をどのように作り出すか 民事／刑事、を含めて意味はある	9 8 9 8 9 8
1-2-2	関係の総体性の理解に必須の第nの軸を強く暗示する：裁判	N M M 9 8
	裁判の成果の応用と応用しうる条件	3
	KA：和解せず最高裁まで争ったのは私だけ 積極的な和解もありうる	3
1-3-1	何が労働運動の活動と言説から洩れ落ちるのか （労働運動は一見理解あり気で動員力もあるが何ももたらさない） 宮内氏のやろうとしたことと組合としての活動のズレ ハンスト〜組合の位置	N 2
1-3-2	分かりやすいヴィジョン（言葉）としての社会主義 社会主義という言葉に象徴される（膨大な言説、活動）気分は 自己の不安定さに根拠を与えるかのような錯覚を提供していた	N N

今後は社会主義ではやっていけない

違う、資本主義のアジア民衆に対する加害という視点が大事

1-3-13

孔子の正名論への回帰

子供をガキと呼んではならない

学生とまちがえられる話し方、のうけとめ方

1-4

不可避の状況としての生活

1-4-1

闘いの遠い反映としての昇進の遅れ

支援者の昇進が遅れている

支援者が学内で孤立している

(孤立している者たちばかりが多数いるので、一見多数派に見える)

昇進させる運動を何故やらないのか

違う、私たちは意志的に昇格を拒否している

身分制度の空洞化 (→ 教育制度の空洞化)

1-4-2

金や名誉が欲しいとは、より大きなAが欲しいこと

言い替えに過ぎない

だが、他人は買っているのだから俺にもくれと言ってもいい

私は博士号が欲しい

専門(とくに科学・技術)を生かしたい願望と

支配秩序からの利用のされ方

自己のA力Vの拡大としては当然の要求だ

暮らしたのために低賃金で働いている人々をどう評価するか

世界における自分の位置付けを求めている

ウラン濃縮施設・原発に対する姿勢(評価の色分けでない深さ)

に示される発想の本質

cf. 生活手段

1-4-3

コンピュータと仕事の関係

つまらないこともそれを仕事として十年やっている

分厚さ(世界)を獲得し、単純な理屈では処理できなくなる

事務電算合理化反対は正しいか

(電算の問題は、権力(透視力)の問題だ。)

小さくとも自己権力の構築としての自発的なそれは楽しい

2

どう見て、どう評価するのか

事実に接近しようとするのか

自分の体験、発想の幅で判断してしまうあやうさへの(無)自覚

SA大教授会によるIG氏排除

学歴詐称問題を問題とする発想の詐称性

新左翼(に属する教員)の現在

共同性の存続にとって排除は必然か

事実経過や評価は確定しえない幅をもつ

全ての当事者や資料を目の前にして、大衆団交のレベルで初めて事実性に迫りうる

事実を確認していく原則性の確認と、実現の困難さの具体的な確認が出発点

少なくとも私の主張に対し文書で反論して欲しい

公的文書をタテとして個人の表現をしない情念と意味

2-1-2



個の表現とその背後の状況の湾曲を、ともに見据える視力の必要性

学長岡本との個人的対立関係

彼の死で戦いは終わった

書かれないことを読みとらなければならない

事実経過や評価は確定しえない幅をもつ

書く立場それぞれによるズレは当然

MIが活動的であることの根拠：自分の屈服への負目

21211

自己規制とその突破のダイナミズム

言わないでおこうと思っていたが

213

固有性と共通性との二極

私だけが今固有の被害を受け、ひとりで突破しようとした

さまざまな分野の共通の問題性

未対象化領域の拡がりにより具体的に追い続ける基軸

無数の問題の一例にすぎない

パンフの刊行過程でたくさんのことを学んだ

さまざまなテーマ / 残された多くのテーマ

自分がどこかで問われている重いテーマばかり

214

後進性と尖端性の二極

名前と発音と地域差

(そのゆるやかな圧倒性と尖端的テーマの昇降)

農村の次男三男は地元では生活出来ない

現在日本の雇用構造調整の犠牲者

215

不在者を思いだそうとすることは、今の状況を自然とする感覚を打ち壊すことから始まる

IT追悼文集への忌避 何故か

NA君が急にフランスへ行った 不在者の行方

216

思いやりや潔さも、状況の核心をつかむダイナミズムと関わる

自分を支えてくれるのは、思いやりの心 思想や組織ではない

彼らは生涯的な身の処し方でも立派だった

戦後のいくつかの大きい闘争に関わった人々の初心と現在

217

煙のようにとりよめ無いタバコについて

タバコ止めてから臭いが気になって仕方がない

松下も仕事(専門)を止めてから皆の臭いが気になる?

「あたり前さ」への信頼は根拠がなく、実は私の感受性を歪めている

タバコを吸うような人のやる運動など信用できない

自動車文明とタバコ 獄中くげバラとタバコ

タバコにも影を落としている人間の生理く幻想く文明論

を包括しえないタバコ否定論は拒否する

不満と楽しさくつろぎの双方を媒介しうるもの その総体性からの視点

M M M 8

N N 8

1 5

1、1 0 1

N M 7 6

1 0 7 5 1 0 9

3

3

2

注：これは松下氏の作った討論経過から、野原が抜き書きをし、並べ変えたもの。

表の下部にMとあるのは、松下氏の(討論中の)発言、Nとあるのは野原の勝手なモノローグ。順番と小項目分け、およびそのタイトル等も野原の独断である。

まだ討論されていないテーマの

## 総体への／からの視線

松下昇

6・20集会においてまだ討論されていないテーマ(1)は、  
救援通信最終号においてまだ表面化していないテーマ(2)や  
救援連絡会の十五年間においてまだ対象化されていないテーマ(3)、さらには、  
大学闘争と呼ばれる全過程においてまだ予感の内にとどまっているテーマ(n)との関連  
においてこそ把握していくことが望ましいであろう。少しずつ、これら総体に迫ろうとす  
る過程で、同時にこれら総体からみつめられているような気がする瞬間が何度かあった。  
そのような瞬間をできれば持続的にたどりつつ(1→n)を把握したいのであるが、具体  
的にはごくわずかしかなしえていないことは自覚している。しかし、忍耐よく歩いてい  
くことにしよう。

いくつかの断片的なヴィジョンを先にかきとめておくと、

① 6・20のテーマというよりは、6・20のテーマを討論記録として再現しようとする過程  
で気付いたことであるが、人間の、少なくとも私の記憶の特性が、テーマの空間的な輪  
郭についてはかなり明確であるのに反して、テーマが出現してくる時間的な順序につい  
てはかなり曖昧であるという事実であった。これはテーマが時間的にも切迫した特定の  
ものではなく、パンフの刊行を記念する集まりでの漠然とした会話がベースとして流れ  
ていたからかも知れない。しかし、別の時間的にも切迫した場面を想起してみた場合で  
も

という傾向はあまりかわらないような気がする  
のである。これは何に由来するのか、どのように逆用できるか考えてみたい。

② しかし前記の事実は私に、討論過程をテープにとっておいた方が正確な記録になったの  
だが、という判断をなぜか導かないのである。テープにとっておいてもいいし、それを  
記憶と比較することにより前項のテーマも深まるであろうが、人間の発語過程はテープ  
にとらずに具体化する場合が圧倒的に多いという現実や、写真の写す対象と絵画が示す  
対象の差異から①のテーマを深化させたい。

③ 集会が終って帰る途中で、あるいは随分あとになってからやっと気付くテーマもある。  
多くの場合は、それに気付いたとしても放置され次第に忘却されていくのであろうが、  
本当は、そのようなテーマこそが討論開始にふさわしいのではないだろうか。救援組織  
の解散後にはじめて「救援」の必要性が生じる、と私は救援通信最終号の16ページに記  
したが、この関係の把握を人間や言葉の交差●全ての範囲にも拡大して追求したい。

する



ここで最初の問題設定にもどるが、私は(1)のテーマをもう一度、より総体化する機会があるとすれば、次のa、b、cを(6・20)の参加者に提起してみたい。

a—ここに参加してはいないが、確認しうる限りの闘争参加者(とくに処分されたり、起訴されたりした人)の現在の報告。

b—この二十年以上の期間において自分が実現しようとながいつつも実現していないこと、および実現していない理由。

c—私(松下)が刊行してきた概念集1〜5の全項目の開示。批評と今後のヴィジョン提起の要請。

cについては、たえず展開しているので、ここでは省略する。

bについては、質問する人に対して直接に語りつつ、共同作業したい。

aについては、この場がふさわしいので基本的な経過とテーマを報告する。

救援連絡会の救援対象でない免職処分者の現在を処分の時間順で記すと、

72年6月に都立大学が懲戒免職処分を発表した菅谷規矩雄氏は、89年暮に死去した。死の情況的な意味については私たちの刊行した菅谷規矩雄追悼集(90年10月)を参照していた。東京都人事委員会は73年以来、松下の行為を理由として審理を中断していた。

73年1月に徳島大学が懲戒免職処分を発表した山本光代さんは、現在は徳島市助仁橋3-1の古書店・あじさい屋を経営している。(人事院審理の請求は処分説明書の添付不可能性を請求者の責任に帰して却下。これを要因の一つとして生じた刑事裁判は上告棄却。)

73年5月に岡山大学が懲戒免職処分を発表した坂本守信氏は、現在も公務員宿舎RB302や学友会事務室を拠点として活動している。(処分過程で生じた刑事公判は上告棄却。民事のRB公判は持続中。人事院審理は20年の中断を越えて再開へ動き出している。)

73年6月に京都大学が発表しかけた刑事事件で潜伏中の竹本信弘氏に対する分限処分発表は松下らの表現闘争により遅れ、77年7月におこなわれた。83年8月の逮捕と公判と実刑(5年)判決後87年3月釈放。思想的総括としての著書『滝田修解体』(89年)がある。

免職処分以下の処分が発表された岡山大の荻原勝氏(70年3月に、坂本氏と共に停職5ヵ月)や新潟大の佐藤信行氏(75年2月に懲戒戒告)を含めて、それぞれが69年以降の状況の中でもっている意味については、いつでも論じたいし、その準備は完了しているが、次のことはあらかじめいっておきたい。それは、東京の救援連絡会の関わる被処分者の三氏についてまず論じることが、被処分者総体を論じる前提になりうることである。これは単にこのようにいう契機が6・20であるからではなく、本質的根拠からそうなのである。



なぜ前記の三氏についてまず論じることが、(大学闘争過程における教員の)被処分者総体を(もちろん人物論としてではなく闘争過程の断面の一つとして)論じる前提になりうるのか。三氏における処分の共通点は、国立大学よりもずっと敏感に経営の利害を配慮する(特に東京周辺の)私立大学の過剰な恐怖心による、「闘争する学生への煽動者」に対する、一見ささいな理由づけによる処分であること(註12 ページに転載した三氏による74年「救援」掲載文章を参照していただきたい。)であるが、①この「一見ささいかな理由づけ」こそが闘争の拡がりを逆証しており、個々の処分は闘争の全参加者への代理的処分の質をもつ。②この「一見ささいかな理由づけ」の根拠を遡行しつつ、より巨大な敵(国家権力を含むが、それだけではなく、生活と生存を規定してくるさまざまな関係)と対決する度合と、処分以後の闘争の持続と拡大の度合が密接に関わってくる。この二点の特性を三氏の場合は明確に示しており、この視点から三氏のみならず全国の(特に地方の国立大学の)被処分者の位置を測定すると、個々の大学の闘争過程から処分の位置をみるよりも、より包括的に処分段階から現在までの情動的な意味を把握しうるからである。

前記の三氏は、それぞれに力一杯戦ったから、その限界を安易に論評することはできない。できる主体があるとすれば、前記の①②についてやり残している作業を三氏と共に現在と未来的に展開しようとする人だけである。そのような主体になることを目指している私から、三氏について基本的な批評をすれば次のようになる。

三氏に要望したのは、(あえていうが)もう一度、かつてと(同じ)状況がやってくると仮定した場合に(大学)批判の闘争を同じように、いや、できればより徹底的にやれるかどうか考えてみてほしい。そして、かつての闘争への関わり方と、どこで一致し、どこでズレるのかを開示してほしい。矛盾や相反があっても、むしろ歓迎する。未来の(大学)闘争参加者は、今こそ三氏のこのような総括を必要としており、それなしには三氏は未来に教訓を残すこともなく消え去りかねない。

この批評の仕方を反転させて他の国公立の大学における被処分者を批評すると、それぞれの被処分者は、69年以降、三氏に比べて全国性的のテーマや情報を共有しつつ本格的に大学当局や国家と対決する機会に恵まれ、その結果、学生を主体とする闘争が消滅した後の段階においても少なくとも学内での闘争を代理することになった。刑事裁判の被告人としても社会的に追放され、拡散する状況の中での孤立の度合も深いのであるが、逆に、自己を取り囲む条件の厳しさを過剰に意識して、被処分者総体の共通のテーマや大学闘争の原初的ヴィジョンの総体のまなざしに自分の現在をさらす心構えが、処分段階に比べてはるかに減少していると判断せざるを得ない。その意味から、前述した徳島大、岡山大、新潟大、京都大の各被処分者が、東京周辺の三氏の被処分者に関する救援通信最終号やこのパンプを媒介してそれぞれの二十年間のテーマを総括する表現を開示していくことを切望する。(神戸大の被処分者である私は、この提起に至る作業において、前記の表現を開始しているし、都立大の被処分者の死去以後はかれの分もおこないつつある。)

以上をふまえてさらにここで次のことも提起しておきたい。



- ① 6・20ないし、どこかでそれに対応する集まりにおける参加者の発言内容や発想を、かに69年のバリケード内の任意の人に開示してみると仮定して、批判が生じうるのであれば、その主体は自己の69年性以前への後退の理由を徹底的に考えてみる必要がある。
- ② それぞれの被処分者の処分理由は、ありうる処分構造のささやかで不確定な断面なのであり、その断面から出立して巨大処分構造の総体に迫る方法を提起し合う時期は、処分に關する裁判過程が終了したようにみえる現在こそふさわしいのではないか。
- ③ 処分に出会い、苦しんできたこと自体が、一つの幸運であり、特権でもあるのだから、これまでの経験を、各被処分者は、この瞬間にも名付け難い〈処分〉に出会い、苦しんでいる無数の人々の解放のために応用してほしい。

論述が無味乾燥になる気がするので、私が感嘆した三氏の言動を一つずつ記すことにする。それぞれ深い内省を強いるものである。

小林氏は、農園実習の際に麦藁帽子に「造反有理」と書いて学生たちを指導していたことが処分理由とされたが、このような形でヘルメットの党派性を越えている発想はすばらしい。文化大革命の否定面が常識化？しているとしても、この事実は肯定的に受け継がれていくであろう。

宮内氏は、数年前から山谷の労働者福祉会館の設計などに関わってきたが、その間に外部から支援に来た幾人もの人に、なぜ寄せ場に来るのかと自分の内部の疑問を解くためにも聞いてみたが、まだ納得できる答えに出会っていないとのことである。このように質問し続けうるかれの感性を私は貴重なものだと思っている。

河村氏は、三氏の中でただ一人、数回にわたって岡山大学祭の連続シンポジウムに参加したが、82年にはシンポジウム参加者に会うことを拒絶している坂本秋子さんに参加者の要請で会いに行き、「自分の処分など吹っ飛ばすような衝撃を受けた」と報告した。そのような位置に存在しうることは、かれの最大の美点であるといえる。

この他にもいろいろ記すことはできるが別の機会をつくりつつにしたい。







# ぬりこめられた研究室の開放に向けて

東京理科大 宮内 康夫

全国の教育をめぐる闘いの中で前号の「白く塗りたる墓からの便り」河村氏にひきつづき、裁判で勝訴した理科大宮内氏、結審の迫っている日小林氏の報告を「」にお送りします。

去る九月十九日、東京地裁民事第十一部法廷において、私の東京理科大学における地位保全と賃金支払を求める仮処分命令申請に対して、私の側の主張をほぼ全面的に認める判決が下りた。判決文は次の通り。

一、申請人が被申請人の設置する東京理科大学の専任講師である地位を侵すに定むる。  
二、被申請人は、申請人に対し、昭和四十六年七月一日から本案判決確定の日まで、毎月十五日限り、一ヶ月金六八、八六四円を仮に支払え。  
三、訴訟費用は、被申請人の負担とする。

私は、三年半前の七月五日、東京理科大学より免職処分されたのであるが、ここで私が何故処分されたか、何を裁判で争ってきたのかについて簡単にあげておきたい。

かつて六〇年代末から七〇年代初頭にかけて、全国の大学で見られた学生運動による、今日の大学の体質を鋭く告発するいわゆる大学闘争が、同時期の理科大学にも起こったのだが、その折私が学生連の行動に多少とも共感的な行動をなしたことに對する大学当局による制裁と圧殺行為が、この処分の一の真相である。単に学生に共感的な行動をしたというだけで

の通りである。

「…大学教員の職務は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事することであつて、他に特別の根拠がない限り、前記定のような内容を有する特別勤務は、その職務外の事項であるといわざるをえない。…特別勤務要請に従うことは、教員にとってその職務に属しないいわばサービス業務にすぎないこととなるから、これに従うかどうかは、各教員の自由な判断に任せられた事柄であるといわなければならない。…」

就労闘争の開始

今回の判決によって大学側はこの事件に全面的に敗訴したにもかかわらず、判決以後は、高裁へ仮処分の控訴をする一方、私に對して「賃金」は仮に支払うが、専任講師としての「地位」は認めないという態度をとり続けている。「地位を認めない」ということは、本判決の第二項に違反した、明らかな違法行為なのだが、この「地位の確認」の項に関しては、一般に裁判所にその執行を強制する手段がない。第二項賃金支払の命令に関しては、物差押えという手段があるという、現行法のいわば盲点によりかかって大学側は居座っているのである。判決後この二ヶ月間私は、私のような立場におかれた労働者がとるべきよう、「いわれる「就労闘争」を行なっている。すなわち、できなかった日大大学へ行き、私の就労権を要求する闘争である。私にはいま専任講師として当然行すべき研

究室が与えられていない。したがって私は、廊下に支援の学生連と共に、ロッカー等を区画したスペースをつくり、そこで夜の「宮内研究室」と定め、時間の許す限りそこに坐っている(年々、その廊下も狭くなってきたので、現在別な場所を確保する計画である)。教授専任講師、助教、教授で構成される「建築学科教室会議」があれは必ずそこに出席するべく、前もってその場に坐っている。会はしかし、決して開かれ

るのに棄をにやした大学側はその入口をコンクリートブロックでふさぎ、その上を隣接する壁と同仕様のプラスチックで仕上げる。閉鎖の力ですべてを閉鎖するのだが、私達の力でそれを開けることができたとき、大学の闘争の展望がはじめて視野の中に入るといふ事を、いまもまた私は捨てていない。大学側の、破産地極まる態度を前にして、いま私は、私

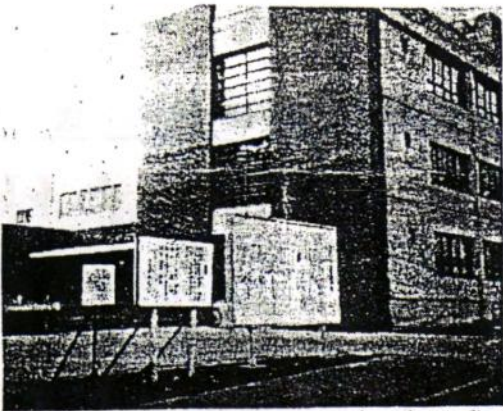
(四九・一一・二七)

付記、判決文を中心とした闘争の材料が近々発行されます。お求めの方は左記へ御連絡下さい。  
千葉県野田市山崎東亀山三丁目  
東京理科大学野田校舎内 東京理科大学教職員組合野田支部



# 「日大アウシュヴィッツ」から

日大 小林 忠太郎



—日大アウシュヴィッツ—  
下にならんでいる看板が  
「学内指示事項」と「告」

「千六百五名の逮捕者」に象徴される多数の学友が血を流し、死、失明、再起不能の負傷など、「大学」内部の暴力装置と国家権力による暴力に耐えて展開された「日大闘争」が「ルネッサンス」の旗を次第に高めて、全国学園の総叛乱に加担して「全共闘運動」の発展に力をそえるに至った契機には、「9・30大衆団交」の圧倒的勝利を一夜にしてつくがえた。七〇年代を予測した国家権力による大学支配の強化があった。

シウヴィッツ」の番兵たることを拒否する教員が一方的に解雇処分を受けるという事態は、多少「文部省実験校」的な先取りがあったことを除けば、69、70という時期の全国の学園に共通して見られる弾圧の形相であった。

専任講師・小林忠太郎（農獣医学部）への日大当局とその主共共による不当な弾圧は、すでに66、67年、「日大闘争」以前に始まっていた。

市孔の不当表示を暴露した学園祭への弾圧、朝鮮国籍の学生が論文審査に自国を「祖国、朝鮮民主主義人民共和国」と記したことへの差別弾圧に反対したため受けた戒西、組合活動への「不当労働行為」以前ともいへき古田親衛隊（頭目は後述の理事）による軟禁脅迫——要、枚挙にいとまがない。

直接「解雇理由」として日大当局が並べあげた(69.12.30)「二項目は、すでにはじめから裁判闘争を長びかせるために仕組んだもので、「警備拒否」「学生煽動」「反スト派学生への脅迫」「学内秩序の攪乱」などを母とする。

黒白のあまりに明白な日大紛争にあっては、いわずもがな、七〇年代の学園闘争としての日大「闘争」において、マトモな教員なら誰もがなすべき行為をもって解雇の理由として並べあげている。

その意味でも、裁かれるべきは日大当局でありながら、事実上「地位保全・資金専払」の裁判(仮処分)の進行は、敵側の「力」で操作され、悪質な脅迫にもとづく引き延ばしも自在。申請人(小林)側証人への圧力も有形・無形にくわえられる。一度は証書を約束し

たものの、周囲の巨し耐え切れず、ついに証人罷退。それにもかかわらずなおも降り込んでいり出された助教教授、まともに説明もいたしかねる内容で、日大当局にオトされてか、ともかく途中で証言台から消されていった元「農獣後リ」一「格」の青年。

そしてもう一つ、看過できないのは、六九年十二月、小林への処分撤回闘争を組むに際して、組合支部の決定を裏切って学部監理局と取り引きして「出世」コースに乗った「日共」党員M一味の罪状である。彼らは、日大当局、右翼と巧みに組んで虚構「日大アウシュヴィッツ」の中堅軍兵として修正主義の実践を日進化している。

告

学園の秩序を維持し、平穏な学園生活が行われることを期し、左記の如き行為は一切許さない。

記

一、授業及び研究の妨害  
一、総ての暴力  
一、学部の施設及び建造物の汚損、破壊、占拠 以上  
昭和四十五年四月十八日  
日本大学農獣医学部  
学内指示事項

正常なる授業を保持するため、当分の間学内において下記の非常措置をとる。

1、大講堂およびその他の講堂、実験実習室などは授業以外の使用を認めない。

2、掲示は所定の場所以外は認めない。なお所定の場所においても「告」に反する掲示は認めない。

3、立看板、たれ幕、レラ配布などは認めない。

4、学内においては、メガホンマイクなどによる呼びかけおよびデモ行為は認めない。

5、集会、クラス討議などは原則として認めない。

6、ヘルメット、ケバ棒、その他の危険物の持ち込みは認めない。

\* \* \*

丸五年、小林講師不当解雇撤回のための法廷闘争は、七〇年代教育闘争発展を指向しつつ、当時の学友らの不屈な闘志と熱意に支えられ、来年一月十八日の結審を待っている。

〈支援・連絡先〉  
東京・中野区下鷺の宮十一丁目  
岡本達雄方「小林裁判」に勝利する会  
〈資料〉  
「勝利する会会報」一、七号  
小林・「日大の暗黒人」を告発する」ほか



# 「救援通信最終号」出版記念会のお知らせ

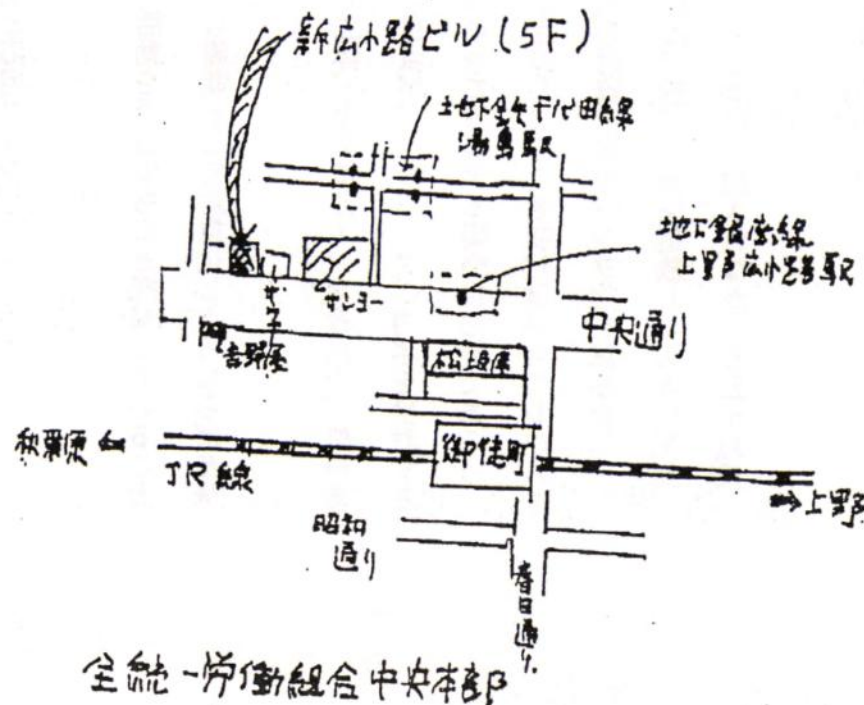
早々と梅雨の候となりましたが、皆様にはその後お変わりありませんか。

「救援通信最終号」はすでに皆様方のお手元に届いていると思いますが、この記念すべき冊子の出版記念会を下記の通り企画しましたので、皆様の出席をお待ちしています。

## 記

- 日時 6月20日 午後6時30分より
- 会場 全統一労働組合中央本部（下図）
- 会費代わりに、何か飲み食い出来るものをお持ち下さい。
- 松下さんより、「救援通信最終号を媒介する討論のために」と題した文章が送られて来ましたので同封しました（松下さんの希望によるものです）。

連絡先；宮内康建築工房 宮内 康  
豊島区池袋1-2-6-209 TEL03-3984-8300



全統一労働組合中央本部

台東区上野1-1-12 新小岩ビル5F等  
(JR 御徒町駅より徒歩7分、地下鉄千代田線池袋駅  
西口、池袋線・池袋駅西口より徒歩2分)

刊行委の註「この「お知らせ」が「出版記念会」とか「会費代わりに、何か飲み食いできるものをお持ち下さい」と記してはしても、同封されている松下作成レジュメと併合して受け取れば、通常の親睦会的な集まりではないことは予測できたであろう。しかし、これまで殆ど持続的に救援連絡会の集まり（まして闘争過程のさまざまな会議）に参加してこなかった人の中には、この日の集まりでかなりの激論が交わされ、しかも酒が入った席での発言であるにもかかわらず記録されパンフレットが刊行されることに対して異和感が生じる場合も想定しうるし、当日も議論が深刻になると、「お知らせ」を受け取って参加したのだから止めてほしいというニュアンスの発言もあった。ただ、前記の松下作成レジュメを読んでいれば、当日は討論をおこなうことやその経過をパンフレット化することは予告されていたのであるし、何よりも松下らが二十年以上にわたって設定してきた会議がギリシャ語源で「酒宴の席での討論」としてのシンポジウムと共通の質を帯びている以上、この日の討論とそのパンフレット化は自明の展開であるといえる。とはいえ、これが唯一の正しい方法の具体化であるというつもりはなく、テーマの本質の追求を深めうる限りどのような方法も対等に可能であり、今後さまざまな試みをしていきたい。示唆の提起を歓迎する。



1. 刊行の契機および目的。企画の最初の予測と実際の進行状況の差異が意味するもの。校正の不充分さから見落としていたものの訂正リストの配布と補充。
2. 配布の範囲と数量。現在までの会計報告。増刷と応用プラン。
3. 内容に関してこれまでに出てきた批評の紹介。
  - a. 表紙の副題「闘争を終えて」が気になる。活動を過去のものとして把握していること  
の現われではないか。ただし、一つの段階ないし周期として対象化しうるならば意味  
はある。
  - b. 六十年代末以降の過程をくぐってきた多くの主体、とくに非・大学教員や、処分撤  
回以外の刑事裁判にかかわってきた主体からの視点で、このパンフの内容を検討する  
場合や、各人の活動や裁判提訴の位置づけをめぐって論議する場合に必要であろう。  
(パンフ一三九ページに掲載されている80年5月29〜30日の徹夜討論集会のレベルを  
再び具体化すること、前記の討論記録と今回の討論記録のパンフ化を試みたい。)
  - c. かつての闘争参加と現在の生き方のズレ。特に、五十嵐氏を追放した人々の問題。  
(90年3月の解散集会には、主催者の連絡不充分により参加されなかった五十嵐氏の  
意見を聞きたい。)
  - d. その他、パンフの各執筆者への質問ないし意見として：  
宮内氏へー理科大(野田)での労働組合を基盤とする(支援および独自の)活動に対  
する評価は？(田宮氏や小川氏の意見も聞きたい。)  
小林氏へー処分の最終段階の労組支部の旧友を直接の処分者よりも許しがたい(11ペ  
ージ)という具体的な理由は？  
河村氏へー「処分者・岡本の死で自分の闘いは終わった」(13ページ)としても関東  
学院大の闘争の引き出した問題は終わっていないのではないか？  
堀川氏へー裁判提訴と(学内での)プロテストの評価(22ページ)を、74年のパンフ  
の文章との関連でより詳しく聞きたい。(山浦氏の24ページ追記の指摘は重要)  
満田氏へー39ページの松下への評価はありがたいが、松下は解雇撤回裁判提訴はして  
いない。松下の関わりは17ページ註2を基礎としてさらに展開予定。  
竹内さんへーパート労働の過程で考えたという「この世に存在する物質に対する認識  
の変化」(47ページ)について、現在までの認識の変化を含めて詳しく聞きたい。  
また、闘争過程における家族子どもの問題について女性からの意見も。  
五十嵐氏へー人間が初心を失いやすいのはなぜか？また、このパンフを現在の大学の  
教育原論の授業のテキストとして推薦していただけますか？



救援通信最終号

〈訂正リスト〉

八頁、上段右から四行目	証人1番人1訊問 ↓ 証人、訊問
九頁、上段右から二行目	理念①(イ)だけわり
上段右から一五〇一六行目	いなく ↓ なく
下段右から二行目	かッて ↓ かつて
下段右から一四〇一五行目	新たためての ↓ あらためての
十三頁、下段左から八行目	おろか ↓ とちかく
十三頁、上段右から十二行目	科学的な ↓ 科学的に
一五頁、下段右一行目	一七日 ↓ 一六日

環境・生活・旅

- きまま舎通信・地球版
  - やさしい暮らし方、お話しします 編リサイクルショップきまま舎
  - [90.11] 発筑波書房 ¥951 +29
  - 消費社会に疑問を抱いた4人の女性が5年間に渡るリサイクルショップを経営する中で疑問に思ったこと、考えたことを彼女等と同じような考え方でリサイクル活動にとりくむ仲間達にインタビューし、それらをまとめたもの。
- アースエイド 8
  - 水は大地の旅人です/いま自動車メーカーは“リサイクル”が合言葉
  - [91.5] 発アースエイド ¥418 +12
  - 地球環境問題を分かりやすく、暮らしの中で考える月刊マガジンをめざして、昨年10月より創刊しました。21世紀の地球を自分たちの子どもが住みよい環境にしたいと考えているすべての人に、手に取ってほしい雑誌です。
- 分煙有理 10
  - 徹底論『タバコ』(第2部) 編分煙堂本舗
  - [91.5] 発分煙社会をめざす会 ¥200
  - 徹底論『タバコ』第2部、外食派が泣いて喜ぶ禁煙・分煙レストラン情報、各種切抜き資料、望月門先生の「むせ物語」等、面白くて役に立つ記事を満載。これで何と200円とはマイルドセブンよりもお買い得っ!!
- とほ '91
  - 旅と宿の情報誌 [91.4] 発北国通信 ¥150
  - 北海道にユニークな民宿があるのを知っていますか?旅が好きでその土地が好きで住みついた人が造った宿、だから宿のシステムも旅人感覚。そんな宿を70店紹介した雑誌が「とほ」。ほんものの旅を求めて出かけてみませんか?

大学・原理

- 救援通信最終号
  - 三大学教員処分撤回闘争を終えて 編大学教員救援連絡会
  - [91.5] 発大学教員救援連絡会 ¥1,000
  - 69年日大・小林処分、71年東京理科大・宮内処分、73年関東学院大・河村処分の歴史的背景と裁判闘争を、現在の状況との関連において総体的視点から詳細な資料にもとづいて対象化した記録。総括表現や批評も充実。
- この大虐殺、大破壊を君は「正義」と言えるか!
  - 自衛隊派兵阻止・自民党政府打倒の六月学生大行動へ
  - [91.春] 発全学連(委員長 白崎順一) ¥10
  - 目次=全学連から新入生諸君へ/この大虐殺、大破壊を君は「正義」と言えるか!/イラク民衆の流した血と涙に君はどう応えるか/自民党政府打倒!学生こそ社会変革の先頭に/反政府の拠点=三里塚から真の反戦運動を

一六頁、上段左から四行目	たんなる時間給との対価労働を二える
一七頁、上段右から六行目	処分や裁判 ↓ 処分に関する裁判
二四頁、下段左から十行目	把握し止揚するか問題の核心で
二四頁、下段左から十行目	に <sup>↑</sup> ついての位置付けについて
二四頁、下段左から五行目	下段左から五行目
二四頁、下段左から六行目	(C)を具体化する
二五頁、上段右から六行目	今年になって ↓ 九〇年になって
二五頁、下段右から五行目	ろうか ↓ ろうか
二六頁、下段右から四行目下	(一)↑

(一九九一・八・一)



# 招請状

今から十一年前、ひとつの集会有った。「大学を告発する―全国大学教員報告討論集會」である。一九六九年五月二十九日、都内文京公会堂で開かれたこの集會は、数十名の大学教員と数千名の学生を中心とする聴集を集めた。この集會の招請ヒラには、次のように書かれている。

日大闘争、京大闘争を頂点とする全国九十九大学に及ぶ学園闘争において、学生諸君は、苦渋に満ちた言語を以て、また文字どおり己の全存在を賭して、現在の大学に対する、更にはそれを規定する現在の国家権力に対する、熾烈かつ果敢な闘いを続行しつつある。この学生諸君の闘いは、現行大学を無批判に前提とした上での個別的改良闘争の段階を踏み越え、さらには現行大学制度の封建制という時代錯誤的・意図的規定からなる学園民生化闘争の陥穽をも突破して、まさに学生としての自己の社会的存在形態そのものを揚棄する志向を内包する闘いへと質的に深化・発展を遂げるに至った。そしてまさにこの永続的否定的思想、その一環としての大学破壊の思想を通じて、真に全人民的な普遍性を志向するに至ったのである。(中略)

こうして学生諸君が、己れの存立基盤そのものを問うに至ったことにより、われわれ教員の存在自体、ついには現在の大学総体―そこにおける学問、研究、教育活動総体が、根源から疑問符を付されざるをえなくなつた。学生諸君の流した血によって問われ追求されているものが、まさにわれわれ自身によって具現されていることを、われわれは、はっきりと認めなければならぬ。その認識なしには何ごとも始まらないであろう。われわれは、学生諸君の提起した問いに己れの存在をかけて応え新たななるものに力を構築してゆかねばならないと考える。(後略)

集會では、日大全共闘代表、東大全共闘代表があいさつし、壇上には、天沢退二郎(明学大)、安東次男(東外大)、折原浩(東大)故高橋和巳(京大)、野村修(京大)、松下昇(神戸大)、師岡佑行(立命館大)らが並び、それぞれ自己の闘いの原点と闘いへの決意を語った。席上パネラーの一人松下昇氏は、次のように発言した。

四月にはありますと、神戸大学において、全共闘運動をめざして、教官共闘を結成しました。その主要な方針をかんとんに述べてみます。ほぼ五つありますが、第一は、現在の大学秩序を支えるいっさいの労働を拒否するという事です。第二番めは、現在の学問体系を否定して、新しい世界、人間の把握をめざす。第三番めは、バリケードを自分の内部にも築いて、そうして、具体的なバリケードを自分の力で守り、発展させていくということです。

四番めは、問題を単に学園闘争のワタの内に閉じ込めず、この闘争をかすめる、いっさいのテーマを、自分の必然的なテーマとの関わりあいのうえでとらえていく。つまり闘争をより高次元でとらえなおすということです。五番めは、現在の現実を止揚しつつあるすべての運動と、本質的な結合をめざす。自分の必然性に応じたすべての闘争への参加をめざす、ということ事です。

この集會に前後して、全国のほとんどすべての大学に学生達の闘争が遼原の火の如く広がり、同時に大学教員らの闘争もより激しい状況のなかにまき込まれていくなかで、全国さまざま大学で教員処分が発動された。さきの神戸大松下昇師を筆頭に、日大小林忠太

郎講師、岡山大坂本守信講師、理大宮内康夫講師、徳島大山本光代助手、関東学院大河村隆二助教授・・・らに対してである。これらの教員達は文字通り大学から追放された―免職処分―人達であるが、停職、昇給停止、嚴重注意等の処分を受けた人達は、それこそ枚挙にいとまがないだろう。処分を受けた人達の、ある人はほぼ永続的に続くであろう裁判闘争を始め、ある人は己の肉体を賭して果敢な就労闘争を行なった。

全国の大学、ならびに小・中・高校の、かつていわゆる造反教師と言われた諸先輩、同僚、および後輩のみならず、少なくともこの文章を書いている私達にとっては、鮮やかな残像を残すこの十一年前の集會の回顧をきっかけとして、八十年代闘争への参加をそろそろ図ろうではありませんか。今回私達が企画した集會の位置づけについては、私達のあいだでも必ずしも明確なイメージがあるわけはありません。唯ひとつお互いに確認しあっていることは、かつて、あるいはいま、何らかのかたちで学園闘争を関わり合いを持ってある教員達の一人一人が、この十年間何を考え、いま何をしているかということ、この集會の席上でいくらかでも明らかにされれば、それでよいのではないかと思います。

この十年間で世界は大きく変わりました、あるいは変わりました。皆様の本集會への御賛同と御来席を招びかけたいと思います。一九八〇年四月二〇日

大学教員教授連絡会有志

## 5・29 パネルディスカッション 教育を巡る '60-'70-'80

日時	一九八〇年五月二十九日 后五時三〇分開場
場所	全電通会館(お茶の水駅下車二分)
主要課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>。反処分の闘いと今後</li> <li>。大学解体闘争と反大学運動</li> <li>。全共闘運動と大学管理体制解体</li> </ul>
パネラー	<p>一九六九年五・二九パネラー全員を招請します。</p> <p>文京公会堂にてパネラーをつとめられた同志へ</p> <p>そして文京公会堂を何千と埋め尽した同志へ</p> <p>七〇年代反処分裁判闘争を闘って来た教員を招請します。</p> <p>大学における反処分を闘う教員・学生へ</p> <p>高校における反処分を闘う教員・生徒へ</p>

参加者有志により当日は徹夜討議を予定しております。(遠方の方につき宿泊料無料)



導かれて私や各地の「V」一斗争の裁判の弁護人であった河原昭文氏（岡山）が引きうけて下さり、一九七九年四月にすさまじいn次の勾留とたたかった「T」さん（時の櫻通信第一号参照）の保釈金の返還後の一部を、この事件の訴訟費用（着手金）に委託していただくという祝福をうけて、やっと、昭和五五年行（）ウ第一五号、行政不作為の違法確認請求事件が誕生したのです。

この裁判の背後にあるテーマ群の追求を媒介しつつ、八十年代の斗争を深化させていく作業に共斗されることを、とりわけ首都圏の皆さんに、つよくよびかけたいと思います。

### 5・29「教育を巡る60・70・80」パネルディスカッション開かる

去る5月29日「教育を巡る60・70・80」をテーマとしたパネルディスカッション（主催・教員懇談会）が、東京お茶の水の「全電通会館」で行なわれた。パネラーは、河村隆二（関学大）、小林忠太郎（日大）、中村丈夫（長野大）、松下昇（神戸大）の四氏、集會参加者は教職員、全共斗OB、学生ら約二百名であった。パネラー四氏は、それぞれ、これからの永久斗争に向けての姿勢と覚悟を力強く語りかけた。会場からは、塩川喜信（東大）、貝原久（相模女子大）、今川八栄（国士館高校）、日大法学部学生代表らが、発言された。

ただこういつた集會の常で時間が足らず、たちいつた討論は、会場を別に移しての徹夜討論の場を持ちこされた。夜の討論に参加した者は約四十名（徹夜組 約二十名）で、日大全共斗OB、中村幸安（明大）、松下昇、満田正各氏らを中心に激しい討論が展開された。

深更になり参加者も少なくなつてからは、さながら松下昇VS日大全共斗をいつたかたちになり、討論の中心はなかなかのものがあった。討論を聞きながら筆者は、松下氏の独特な斗争の論理と

救援通信14（80年8月）から

日本大学農獣医学部部長  
磯 辺 秀 俊 殿  
日本大学農獣医学部教授会殿

これは、小林氏への退職勧告直後に組合支部が出した抗議・要望の全文である。

ところが、71・3・23公判での小堀（当時学部次長）証言によれば、これを出す直前に支部幹部・矢崎仁也、宮崎宏の両人が学部次長のところに行き、「小林は組合から除名することになっている。その矢先に退職勧告を出されて組合としては非常に苦しい、いづれ要望書は出すが、そういう事情なので適当に・・・」というので、出された要望書（前記の他に一通）は無視した。云々。さらに、十二月二十四日に宮崎（書記長）が単独で小堀を訪れ、二通の要望書を撤回してほしい、役員会の決定だ、と申し入れたことが明らかになった。

裁判所（原審）は、こういう小林氏と組合の関係（除名されるべき人間）をそのまま受けて判決している。これは事実と反する。従って、これを否定し、何らかの組合員としての小林氏の立場を裁判所に認めさせることは、重要なポイントとなる。組合支部にその証言を求めたい。小堀証言を偽証と言いつけるならそれでもよく、組合の行為が小堀証言通りならそれを認め、責任をとるべし。

「小林裁判に勝利する会」は、今、小林裁判が大詰に向うに当たって、右のことを訴え、小林氏教授に当られる各大学教員（現・元）諸氏の行動をお願いしたい。

- △抗議 先▽
- 東京・世田谷区下馬町 日大農獣医学部
  - 矢崎 仁也 宮崎 宏
  - 同右 気付 教職員組合農獣医学部支部

日大全共斗の論理が深い所でつながっているように見え、興味をおぼえたものである。（宮内 記）

### 1日大小林裁判勝利のために！ 教職組農獣医支部の責任を問う

小林裁判に勝利する会

「十二月十一日教授会は小林忠太郎氏に対する退職勧告を決定しました。この勧告は調査にもとづくものといわれていますが、その構成も民主的な手続きによって設置されたものとは考えられません。調査委員会の蒐集した資料は客観性についても疑義もたざるをえません。

大学自治のもつ社会的使命から考えても思想の自由は基本的に守られるべきであり、その相違を理由として簡単に解雇処分を行うことは許されません。もし、こうした考え方が容認されるならば教授会を自から制約することになると考えられます。

組合は組合員であるか否かと拘らず教職員の人事に干渉して無関心ではありえません。特に今回とられた措置に見られるような本人に弁明の余地も与えずに最終的結論を出すことは民主化を推進するという学部の基本的方針にも反する行為であります。

すでに十二月十五日に通告された退職勧告返答期日である十二月二十日以前に小林氏を教授会に出席せしめ、充分な弁明の機会を与えることはもちろんのこと小林氏を弁護する意見も広く聴取し、これらの資料を考慮し慎重に再検討されるよう強く要望します。

昭和四十四年十二月十八日  
日大大学教職員組合農獣医学部支部  
委員長 矢崎 仁也

農業原論第 回 案内  
9月21日13時 渋谷・大向区民会館  
「銃口は農民に向けられる」  
岡山・日本原農民斗争報告―内藤秀之氏

### 河村教学権裁判報告

さる六月十七日（火）午前十時より、横浜地裁に於いて、第三十二回河村教学権裁判が行なわれた。今回も前回に引きつづき岡本元学長が証人として出廷した。

河村氏の代理人は今回は処分の経過を根拠なく行ったことに対し、物証をもって岡本元学長に追求した。岡本は例により、都合が悪くなると知らぬ存ぜぬで逃げまわっていた。今回初めて河村本人が岡本元学長に対して質問した。特にS46年末全共斗自治会と体連系自治会間の交渉を目的に作られた大学実行委員会なるものは実は大道寺学長引き落しのクーデターであったこと、しかも翌47年1月22日まで岡本体制をささえるものとしてあったことがはっきりした。

河村本人の質問のうちS46年末に全共斗系自治会代表三浦、岩山両君と実行委員会の代表岡本自身がナガサキホテルにて会合を開いたことは、岡本元学長は記憶にあるとしながら、河村氏が同席していたことはないとしていつわりの証言を行っていた。更にその席上「処分は毛頭考えていない」と云う発言を記憶がないとして逃げていた。いづれにしてもこの発言のいつわりは後日提出する陳述書で明らかにされる予定である。

いよいよ核心に入り、今回も未だ終了せず次回の9月30日一時より、岡本元学長の証言が再び行なわれることになった。皆さんの多数の御出席を期待します。

関東学院大 反処分共斗会議







## 約十年おきの集△云に関する註

91年8月 松下昇

私の知る限り、大学闘争に関して東京において開かれた討論集会としては、

- ① 69年5月29日～30日（文京公会堂、参加者は数千人）
- ② 80年5月29日～30日（全電通会館、参加者は百数十人）
- ③ 91年6月20日（全統一労働組合本部、参加者は十数人）

の三つの連続性に注目して把握するのが最も広い視点を与えうる。ただし、東京において開かれたという条件の下での視点であり、各地の、特に松下の参加した自主講座、自主ゼミ、連続シンポジウムや、裁判ないしパンフ刊行に関わる討論集会の全ては、より包括的かつ持続的な討論の場であるといえるのであるが、あえて前記の条件を重視するのは次の理由からである。まず、よくも悪くも関係や情報の集中する東京において約十年おきの間隔で開かれた集会であるために、参加者やテーマの変化を確認しやすい。これにより、大学闘争に関する自分の位置を測定したり、未対象化の作業への契機を見つけることが容易になる。また、処分に関わる裁判過程に対応する約二十年を媒介することによって、大学闘争テーマの深化ないし拡散の状況をホログラフィックな、いいかえると、裁判過程という部分的具体性に辛うじて残っている断面的部分から、どのように闘争過程の総体を透視していくかを問う場合の素材になりうる。

討論記録としては、①は「情況」69年7月号ないし松下昇発言集、②は前ページまでの転載資料、③はこのパンフが基本になるけれども、②については記録が質量ともに不足していると判断して、補充的な註を記す。

②の集会を企画したのは、①の集会を企画した主体と共通する全都助手共闘連合で、参加者の中では元学生、とくに日大全共闘の数名が活発に発言したのが特徴的であった。テープの保存状態を招請状をかけた満田氏に問い合わせたが、テープの一部をおこしたもののノートしか見当たらないという返事がきた。ノートの解説と再構成の前に私の記憶からいくつかを先に再録すると、（元・関東学院大の学生）伊藤氏、豊田氏らとの違いを際立たせつつ

「処分取消の裁判をやっている元教員、いや教員自身が全共闘の外側にいる存在だ。」

「造反教員は目障りだから早く死んでほしい。」

「まだ活動し続けているのは闘い切れなかった者だけではないか。」

と強調したので、集会の親睦会的な雰囲気は一扫され、討論は核心に突入した。

これに対して応答しえたのは松下のみで、要点は20ページに収録した時の楔通信に示したが、この時の松下の発言や、裁判以外の領域での松下らの苦闘を最もよく理解し、対応する試みのないままに過去の栄光に依拠しがちであったことを自己批判したのもかれらであった。かれらの一人が、

「今まで日大全共闘を賛美する人にしか出会えず、そういう人を信用してこなかったが、初めて批判してくれる人に出会えてうれしい。」と語ったのが忘れられない。

①、②、③を含む、さらに可能なかぎり多くの集会における発言を現在の切実な位置から記録化し、未来の〈全共闘〉に手渡していきたい、とあらためて考えている。





五十嵐良雄相模女子大学教授

相模女子大学学長  
および学部長へ

理由の如何を問わず、学問の府である大学内において、教えるべき立場の教師が暴力を振うことは、それだけですでに教育者として失格である。

◆◆公開質問状◆◆

# 暴力教授の存在を許す

ところが、そのような異常事態が起きている相模女子大学は、事の本質も問わず、いたずらに隠ぺい工作に走り、暴行を受けた教師を逆に「人間失格」のような扱いをしながら何ごともなかったような処理に走っている。相模女子大学は、日本でも民主的の大学として長い伝統のある学問の府だ。その大学が、このようなスキャンダルを抱えたこと自体異常なのに、暴力を白昼堂々と振った教師たちの意のままに動かされている現状を見るにつけ、私の教育者としての胸が痛む。そして、いわれない暴力を受けた被害者が私である。私は、さっそく、大学側に次のような「公開状」を出したが、いまのところ何の反応もないのだ。

「相模女子大の学長および学部長に問う  
——公開状——  
一般教育科 五十嵐良雄  
あなたがたは、果たして人間的な心があるのでしょうか。  
去る十一月十三日に開催された第十二回教授会に際して、私は所定の手続きのもとに、一週間前に、文書をもって、「私に対する暴力および脅迫に関する件」を、教授会議議題にして戴きたくお願いし、再三、再四に亘ってこの問題は大学教育そのものにかかわる重大かつ根本的問題であるが故、是非、是非、お願いしたい。私は自分の職を賭けてお願いしたいと、礼を尽くして申しあげ、提出文書にそのことを記して、お願いしました。今の私にとっては、「職を賭けて」お願いするということとは「命がけ」でお願いしていることな



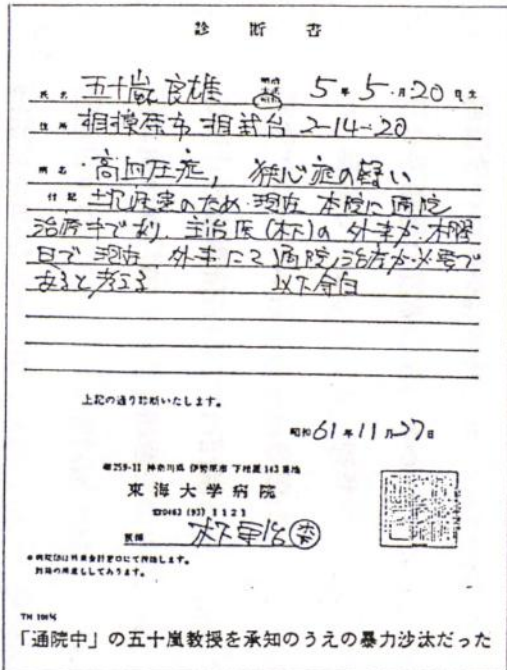
# 相模女子大学に問う

いがらし 良雄  
(相模女子大学教授)

んですよ。  
ところが、あなたがたは、議題として採り上げなかったばかりか、学長には議題設定権がないという理由で、また学部長は、

科から提出されてきたものではなく、個人から提起された議題なので、執行部は執行部議題とはしないという理由のもとで、教授会開催通知の中に議題として明記して下さらなかった。

「暴力教授」の存在を許す相模女子大学に問う



同じ同僚の一人が、職を賭けてまでお願いしているにもかかわらず。学長先生および学部長先生よ！封建制度の時代であっても、家臣が命がけで訴えていることは、まともな領主であるならば、だれでも間違いない耳を傾けていたのですよ。あなた方は、

その点では、封建制度の領主にも劣る行為を私に対してとったのですよ。  
また、覚えておられますか。本年六月二十日、突如として、私が、長尾久氏と科主任の岡安茂祐氏から暴力を加えられ、その上、「お前は授業をする資格がない」と、胸倉をつかまえられて、授業を中止させられた日。私はその日、午後四時ちょっと前頃でしたか。その事実を報告し、今後、こういうことのないように、学部長および学長に、お願いしましたね。学長に報告しているうちに、私は、そのときの侮辱や屈辱で心が打ちふるえていたのです。教学に関する問題として、私は、はっきりと問題を自己限定し、学内の問題として、ことを穏便に解決していく。このような理由から、他のいかなる組織や機関にも、この問題を提起しませんと約束しました。以来、私の方は、教学の最高責任者であ



る学長に対して、繰り返し、繰り返し、その善処を、さまざまな方法をもってお願い申し続けてきた。その間、脅迫まがいのハガキが匿名で私宛てに送りつけられてきたこともお伝えしたりしてきました。

ところが、学部の責任者である学部長は、殆ど私の訴えや報告を馬耳東風のように聞き流し、学長にいたっては、「耐えてくれ、我慢してくれ、ことを荒立てないでくれ」の一点ばり、なに一つとして学長は、学長の公の立場に立って、この問題の解決に当たろうとしませんでした。いつもいつも私的な立場に立ち続けて、この処理に当たろうとしてきただけです。そして遂に、しびれを切らして、私が全身の力を出して、緊急議題として、第十二回教授会に出席して大声で叫び続けるまで、教学の問題として採り上げてくれませんでした。

大学の最高責任者である学長先生および、学部の代表者である学部長先生よ！

大学において白昼公然と行われた暴力。その人間が、いかなる思想や信条の持ち主であろうと、決して暴力を振ってほならない。これは大学教育の本質(生命)ではないのか。もしも、そういう問題が起こった時は、大

学教育の生命を守るため、責任者であられるあなたがたは、毅然たる態度で、その地位を賭けてでも、断固たる決意をもって解決に当たるべきではないのか。

それが、学長職を引き受ける時の、また学部長職を引き受ける時の、最低限の覚悟とモラルではないのか。

私は、今、あなたがたに見切りをつけて、組合その他あらゆる機関に向かって、この問題の解決を正式に訴え委任することにしました。そのために起こるであろうあらゆる問題は、そのことを黙認し、容認し、科主任岡安氏の一方的情報のみを、うのみにしてきたあなたがた自身が、まさに責任を負うべき問題である。私のほうは、半年近くに亘って、じっと我慢し耐え続けてきたのですから。

一九八六年十一月二十四日記す

なにゆえの

嫌がらせなのか

私は、一昨年九月末、高血圧で倒れて以来、昨年二月、三月。本年二月、三月、主として心臓疾患の病気のため入院生活を送った。もちろん診断書を添付して、欠席届を所定の手続きにもとづき行なった。人によって

いとわかれると、今度は、学科主任という立場を利用して脅迫的言辭を用いてせめ始めた。

その間、団交をめぐって労組との間で、さまざまなやりとりがあった。そのことも私は後日、実は、『噂の真相』(昨年十月号)という雑誌によって初めて全体の動きを知った。と同時に、その頃、匿名の差し出し人不明の脅迫まがいのハガキが、私宛に送られ始めていた。そうこうしているうちに、私は、ある日、突如、幾人もの教師が目撃している場所で、白昼公然と暴力を振るわれるに至った。その時の情景を、次に記しておこう。

暴力行為の現場から

一九八六年六月二十日(金)、午後2時45分頃、私は授業教材コピーのため、一般教育事務棟のコピーの機械前に立ってコピーをしていました。

ところが、突如、ほんとうに突如、長尾久氏と岡安茂祐の両氏が私を左右から取り囲み、長尾氏は、突然両手を持って私の右手首を全力で振り曲げ、私に向かって、大声で、どなりつけるようにして、

「お前は大学を辞めろ！」

は、夏休みや春休みなのだから、わざわざ欠席届など出す必要はないとも言われた。しかし、敢えてその手続きを行ない、この四月以来、授業のない木曜日の一日だけ外来治療のため、通院のため休ませて貰うため、やはり診断書を付して、『届』を出して、全く普通の健全者と同じように、私に課せられた授業(業務)を行なってきた。後日、わかったことだが、その間、五月半ば頃、私の所属している労働組合(独立少数労組)が、助手の労働条件の改善の問題をめぐって、私の所属している一般教育科主任(学科主任)に対して団交の申し入れを行なっていた。

問題は表面的には、そこから起こり始めていったようである。病氣治療に専念している私に対して、その頃から学科主任から「労働組合を脱けて欲しい」という連絡を受け始めた。大学教授で、この労働組合に加入しているのは、私と里深文彦氏の二人だけであり、そのうち私が満56歳という年輩者でもあったためか、私に対して集中的に組合脱退を求め始めた。

既に御存知のように、私は、常に抑圧され、虐められていた立場に立つということ。あるいはまた常に管理され、支配されてきた。お前みたいな奴は、教員の資格はない！お前は大学破壊者だ！このバカ野郎！お前は敵だ！事務電算化問題の時は泣きついてきやがった！

大学を辞めて、すぐ帰れ！このバカ野郎！！  
右手首をいよいよ強く振り曲げつつ、ありとあらゆる罵詈雑言を私に浴びせかけてきた。私は理不尽な肉体的暴力を同僚によって受けた屈辱感もあって、むかむかしてきたが、興奮すると危ないという医者の言葉もあって、心臓のことを思い出し、終始、冷静に、

「逃げも、かくれもしないから、その右手首の暴力は止めて欲しい」と、繰り返し、彼に訴え続けた。

それから午後3時頃まで、時間にして約10分間以上に亘って、私の右手首をがっちり振り曲げつつ、私に向かって、大声で恫喝と脅迫的言辭を浴びせかけ続けた。

「お前は、授業する資格はない！さっさと大学を辞めてしまえ！」

お前は相模女子大の教員ではない！  
午後3時になったので、「私は授業があり



ますから」手を離して下さいと訴えたところ、今度は、長尾氏から岡安氏に代わって、岡安茂祐氏は、私の胸倉を右手でしめつけつつ、左手で肩をつかんで、すごい形相で、それこそすごい剣幕で、

「お前は授業する必要はない！お前は相模女子大の教員ではない！直ちに相模女子大の教員を辞めろ！お前は敵だ！」

直ちに大学から去れ！」と、脅迫と恫喝を行ない続けた。胸倉をしめつけられていた私は次第に身の危険を感じ始め、足でドアを蹴って逃げようとしたが、心臓の病気のことを再び想起し、終始冷静に、「そういう暴力を止めて欲しい」と言い続けた。

その間、幾人かの教員が私たちの前を通り過ぎていった。

ところが、たまたまその時、そこを通りかかった一般教育科の佐野嵩俊氏は、大声で私に浴びせかけた。

「さあみやがれ！このウジ虫野郎！事務電算化の時、ギャー、ギャー騒ぎやがった！」

ある時期、かつて青年時代に、私も『あかべこ』という児童文学サークル雑誌に拠って、高田政作なるペンネームでプロレタリア児童文学の再生と復権のつたない論稿を書いていたことがある。そのためもあって、当時、早稲田大学の童話会に拠って、『少年文学宣言』を發したりしていた古田足日氏や鳥越信氏らと親交を結んだりした。その後、それらの殆んどの児童文学者らが佐野美津男氏とかかわらなくなっていたのは、長い間、私は、佐野氏の独自の児童文学思想に原因があるものと思いついていた。しかし、それは、彼自身の人間性を落とした人柄自身にあることを知った。生きてきたそれまでの生活環境が、そういう人間をつくりあげてきたのか。私は時の経過のなかでほんとうに彼が哀れな人間のように思えてきた。

### 恐るべき強迫とナーバス実態

話をもとに戻そう。

学科主任が、暴力をもって、授業を止めさせるということは、重大な問題である。直ちに刑事訴訟として、傷害罪で告訴しろという忠告もあったが、私はじっと耐えた。この世

いいきびだ！このバカ野郎！思い知ったか！」

およそ普通の人間には考えられない言葉が私に向かって吐きかけて、そこを立ち去って行った。

3時15分頃になった時だと思ふ。その頃、幾人かの教員や一般教育の事務職や助手の人が通りかかった。すると、岡安氏は、ぱっと手を離して、主任室の中に急いで駆け込んで行った。

### おそるべき退廃か

#### 全共闘出身の教育者の実態

既に30分間近くも、午後2時45分頃から3時20分頃まで、右手首を振曲げられたり、胸倉をしめつけられたりしていたので、私は気持ちが悪くなり、心臓も痛み出したので、常用にしている薬を飲んでしばらく休んだ。たまたま偶然、終わり頃に席に戻ってきた事務職の菊池妙子さんと助手の竹本康博氏に、「今、見られたようなことをされたので、私は体の調子が狂ってしまい、授業など出来る状態ではないので、今日は、これで帰らせて貰います。休講措置の件は宜しく願います」と、言って帰途について。

の中には、じっと耐えたり我慢をしたりしていると、その人間は弱いと眺める人たちがいるらしい。以来、この学科主任(相模女子大では科主任という)は、つぎつぎと私に対して異常な行為を行なっていく。さまざま状況証拠から彼が犯人であるという事は明白なことであるが、例えば、同僚宛に出した私の手紙が、改竄され、コピーされ、拡大されて、一般教育科の事務棟の廊下のあちこちに貼り付けられたり、学部長室の入り口の衝立に貼り付けられたり。学長宛に出した私の親展の私信が、やはり改竄されコピーされ、再び私宛に匿名で送り付けられてきたり……。あるいはまた、脅迫状まがいのハガキが、差出人不明の匿名で、私宛に送り付けられてきたり、脅迫言辞を用いての脅迫まがいの電話をかけてきたり……。

あるいはまた、毎年一回、定期的に行なわれている新入生対象の東京大学での私の講演会に対して、相模女子大の名前で、「直ちに中止せよ、さもなくば、講演者の五十嵐良雄の相模女子大での身分が危うくなるぞ」というような脅迫的な抗議の電話を主催者側にかけた。……また、既に四年前に転居し、職員名簿や学生便覧に記載されている私の住所

この時の情景を想起すると私は、屈辱感と怒りで、今でも心がうちふるえるほどであり、生涯に亘って、この三人は最低限度、決して許すことが出来ないと思った。長尾久氏は、かつて東大全共闘(MI派)で議長代行兼副議長もやった人物であり、岡安茂祐氏も、院生として東大全共闘を担い、活動した人間であり、佐野嵩俊なる人物とは、ペンネーム佐野美津男氏である。朝日新聞社編『現代人物事典』にも載せられている人物・佐野美津男氏に関しては、相模女子大に勤めるまで私は主として彼の表現され作品(表現領域の世界)を媒介にしたかわりではなかった。現実過程における実在の人間として、直接、生きた人間としてまるごと日常的にかかわり始めたのは、一九七八年四月、私が相模女子大に勤めてからである。

表現されたものと、その表現を生み出した実在の人間との落差の、恐ろしいほどの違いを私は、この人物を通じて生まれて始めて知らされた。この三人にも共通していることだが、彼らは人を恫喝したり脅迫したりすることに關して卓抜した才能や能力を持っているが、佐野美津男に到っては、驚くべき権力志向の旺盛な人物であることを知らされた。

表記を書いた科会通知の封書を抜き取って、旧住所宛に改めて書き直して、送り付けてきたり……。または、私が刑事訴訟として傷害罪で、ある人々を告訴するぞと、学長を脅迫しているという嘘を教授会の席上発言したり……。全く常軌を逸した行動や発言をし続け、それをまた教授会(四学科合同の連合教授会)や科会が、黙って容認していくという状況が生み出されていった。

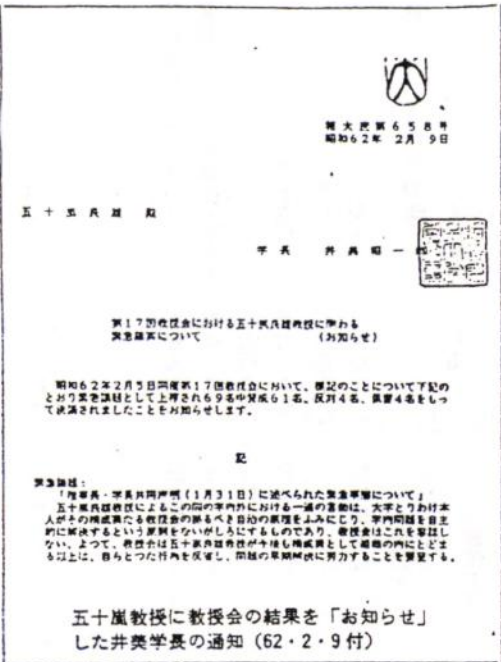
大学の教授研究者は、今の学問研究体制下においては、自分の専門の研究とかかわらない問題については、極力、避けていくというのが全般的な傾向であり、それはそれで仕方がないことだが、当事者にとっては、たまたまのものではない。つぎつぎと一般教育科主任の卓抜した情報操作によって、虚偽の根拠にもとづいて、決定や決議をされていき、その決定決議が逆にまた教授会員を拘束していく。

私は一九八六年十一月を期して彼らを許すことが出来ないと決意し、この時を契機に彼らと徹底的に闘うことを公にした。

本稿は公開質問状である。したがって、私に名指された教授連中は、何時でも反論なり弁明なりを投稿されたい。掲載の保証は、私が本誌編集長にすでに了解をとっている。



学内暴力を“隠ペイ”して、なにが「大学の自治」か?!



実なのだ。  
この一点にだけ、すくなくとも大学の教授に関する最高責任者である貴殿がどのように対処するのか、それを私がつずけてい

るのだ。  
それにもかかわらず、貴殿は、半年以上わたって、「五十嵐先生、悪いようにはしませんから」といい続けてきている。そして、私が多かりかねて、法的手段に訴えようとしたら（すでに一月二日に横浜地裁に提訴した）今度は、一転、そのような暴力行為はなかった、という（理事長・学長共同声明）ウソを平気でつきはじめた。

私学教育は、その教育者の志操によって自治が守られていると私は確信している。にもかかわらず、貴殿が、学長として責任をもつ大学内において、否定されるべき暴力行為に対し、なんら対応しようとしなないのは、あきらかに教育者として「失格」を自ら

持った行為を反省し、問題の早期解決に努力することを要望する」  
という趣旨を緊急議題として上程し、挙手採決によって教授会出席者六九名中賛成六一名、反対四名、保留四名をもって決議されたという文面のコピーを、同様に盛んに学外に送付しているのである。  
ところで、「理事長・学長共同声明」の内容は、私が問題にしている暴力事件には全く触れず、私が学外の友人に支援を受けたことについて、大学の恥を外にもらしたからけしからんといったお粗末きわまりない文面が虚しくおどっているだけのものである。  
井美学長に再び問いたい。私が問題にしているのは、大学の組織とか、運営とかなど、いわゆる大学行政についてではない。私が大学内において、まぎれもなく数人の同僚によって暴力をふるわれ授業をやめさせられた事は、

否、なかったというのには正確ではない。おどろくべき事に、相模女子大学創設以来、異例ともいえる「理事長・学長共同声明」なるものを発し、学内ばかりではなく、私を支援してくれている学外の人々に配布するという、文字通り異常な行動に出ている。  
そればかりでなく、二月五日の第一七回教授会の場で、「五十嵐良雄教授に関わる緊急議案」と称し、  
「理事長・学長共同声明（一月三日）に述べられた緊急事態について五十嵐良雄教授によるこの間の学内外における一連の言動は大学とりわけ本人がその構成員たる教授会の抱えるべき自治の原理をふみにじり、学内問題を自主的に解決するという原則をないがしろにするものであり、教授会はこれを容認しない。よって、教授会は五十嵐良雄教授が今後も構成員として組織の内にとどまる以上は、



五十嵐良雄相模女子大学教授

本誌2月号において、同僚教授ならびに助教授数人による私に対する暴行事件について公開質問状を発したが、その後、なんの返事もなかった。

しかし、それも事柄による。貴殿は、大学行政の最高責任者すなわち行政マンで在る前に教育者である点、お忘れになられたわけではない。  
シャカに説法するようだが、日本における教育者の志操は、まず人権の尊重と人間の尊厳を傷つけないことでしょう。ましてや、意見の異なる者を暴力によって排除するようなことは、何人といえども否定しなければならぬ点、貴殿は、教育の現場において説いて来ている。  
私学教育は、その教育者の志操によって自治が守られていると私は確信している。にもかかわらず、貴殿が、学長として責任をもつ大学内において、否定されるべき暴力行為に対し、なんら対応しようとしなないのは、あきらかに教育者として「失格」を自ら

### ◇再び相模女子大学学長に問う

## 学内暴力を“隠ペイ”して

# なにが「大学の自治」か?!

い がら し よし ぶ  
五十嵐 良雄  
(相模女子大学教授)



世間」さらすようなことにはなりません。貴殿がもし、「理事長・学長共同声明」によって、私が大学内において受けた暴力行為はなかった、と強弁するならば、私が暴力をふるわれた当日、貴殿が私にどのような対応をしたのか、じっくり思い出しただきたい。

### 暴力がおきたその時

学長は私の訴えを聞いている

昨年六月二十日、いま思い出しても、戦後四十年も経った民主主義国日本で起きるべくもない悪夢といたい事柄が、貴殿が管理する大学内で起きたのだ。

その日、午後三時ちょっと前であった。一般教育事務棟の廊下において、突然、一般教育科の長尾久教授が私の右手首を全力でねじりあげ「大学をやめろ」と恫喝した。

そして長尾久教授と一緒にきた一般教育科主任の岡安祐助教授が今度は私の胸倉をつかまえしめあげて「お前は授業する資格がない。相模女子大の教員ではない」と脅迫した。

更に、そこに通り合わせた一般教育科の佐野美津男教授が「さまあみやがれ、このウジ虫野郎、思い知ったか。このバカ野郎」と、およそ、これが教育者か、と彼らの人間

性を疑いたくなるほどのバリ雑言を私に浴びせたのである。私は心臓病という持病のため、無抵抗のをよいことに約二十五分ほどにわたり、特に二人がまるで、人間とは思われない所業を私に加えたのである。

私が暴行を受けている最中、数人の教員や職員が通りすぎていった。そして、たぶん彼らから連絡を受けた松本助手と伊藤助手が駆けつけてきてくれたが、二人の姿を見た途端、暴行を加えていた岡安主任は、私から手を離すと、まるでドブネズミのように主任室にあわてて逃げ込んだのである。

私も血の通った人間である。「眼には眼を歯には歯を」という気持ちで体内を駆けめぐっていた。しかし、私は教育者だ。いかなる事態になろうとも暴力にすべてをゆだねることだけは市民社会に在ってはならぬ。だからこそ、彼らの非人間的な屈辱的行為にもじっと耐えたのだ。

そして、大学の最高責任者である貴殿にぐさま善処すべきことをお願いしたではないか。

貴殿は、その時、理事長室の奥の小会議室において会議中であった。その貴殿をわざわ

ざ廊下に呼び出してもらい、事情を説明した時、貴殿は私に対し、なんといったか、よもやお忘れではなからう。それでも貴殿は、「理事長・学長共同声明」のように「暴力行為はなかった」といいはるおつもりか。

私が貴殿に事情を説明しながら、大学内において在ってはならぬ不祥事がおきた惜しさや、私自身の屈辱感がないまじり、思わず涙をポロポロ流してしまった。五十歳すぎの男が涙を流して話をしたこともお忘れですか。更に、その時、幾人かの警備員や助手たちが何事かと駆けつけてきて、貴殿と私の話を聞いています。

このような異常事態について、貴殿はぐさま学長としての職務権限でなにか事に当るかと思ったところ、貴殿は私に対し、先記したように「悪いようにはしないから」とたった一言いったきり、すべてが闇から闇に葬られようとした。

私が学外に支援を求め、そのような異常事態がおきている大学をどう思うか、と問いを発するのが、なぜ「学内問題を自主的に解決する」とかやりに低触するのか。これがもし、大学のカリキュラムなど教育

学内暴力を「認べイ」して、なにが「大学の自治」か?!

行政上の問題について、学外の支援をおごうとするのなら、まだしも。あらゆる面において自治を破壊する暴力行為が不問に付されようとしているから、やむにやまれず、学外に支援を求めたわけだ。

貴殿は、ふた言目に、大学の自治や組織を云々されるが、私の問題は、次元が異なる。少なくとも学識経験豊かな貴殿なら、それくらいの常識は持ち合わせておられるだろう。にもかかわらず、なぜ、私に対する暴力行為がなかったかというように事実を隠べいしなければならぬのか。

### 声明

相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（一） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（二） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（三） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（四） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（五） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（六） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（七） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（八） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（九） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（十） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（十一） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（十二） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（十三） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（十四） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（十五） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（十六） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（十七） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（十八） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（十九） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（二十） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（二十一） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（二十二） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（二十三） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（二十四） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（二十五） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（二十六） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（二十七） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（二十八） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（二十九） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（三十） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（三十一） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（三十二） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（三十三） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（三十四） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（三十五） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（三十六） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（三十七） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（三十八） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（三十九） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（四十） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（四十一） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（四十二） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（四十三） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（四十四） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（四十五） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（四十六） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（四十七） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（四十八） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（四十九） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

（五十） 相模女子大学教員五十人連名による「声明」

五十嵐教授を支援した人たちの「声明」と賛同人名簿の一部

ところ、文化国家を誇る日本の最高学府において、およそ考えもつかない不祥事に、なぜか相模女子大学関係者の大半が敏感に反応を示さないオドロキもさることながら、逆に暴力行為がなかったとさかんに宣伝キャンペーンをやりはじめた大学の体質に少なからず憤りを持った人たちが私の周囲から何人も出てきている。

一月二一日、そのような人たちは、評論家の大野明男さんと都立大教授の小沢有作さんの二人が世話人となって、約七四名、わざわざ「声明」相模女子大学の異常事態について」という文章をたすさえ、大学や文部省に對し、善処方を申し入れてくれた。

更に、いろいろな団体や労組関係者が私を全面的にバック・アップされ、大学側がかたくなに話し合いを拒否するならば、民主主義社会における「善悪の決着場」としての法廷において事実関係を明らかにしようという事で、いま、四件にわたる訴訟を地労委において、また横浜地裁においておこなっている。

いずれ法廷において、それらの決着がつけられるだろうが、しかし、私は、暴力行為だけは、法廷で決着をつけるよりは、大学の中で自主的対応による解決を望んでいる。

貴殿も内心そうあるべきだと思っていられるだろう。それが、大学の自浄能力、しいては大学自治の健全な機能の証しになるからだ。だからこそ貴殿に再び公開質問状を発するのである。

私の方は、最後の手段として、私に暴力をふるった二人と、およそ人間に對し浴びせる言葉と思えないバリ雑言を吐いた一人に對し



刑事告発の用意もある点、一言付け加えておきたい。

私の周囲から、刑事告発だけはさけるべきだという声もある。それは、そうすることで司直の手が相模女子大学に徹底的に及ぶからだという。しかも司直は、暴力行為ならびに名誉キ損を別件として、自由と人間の尊厳を守ろうとする相模女子大学の全教員にまで及ぶ可能性があるからだともいう。

そして、最もおそれるのは「思想調査」が結果的におこなわれる危険性があるかもしれないともいう。

いちいちもつともな意見であるが、私は次元の異なる位相にある。

というのは、暴力を否定の対象としてはじめて大学の自治が存在するものだ。それを自治の内面的力学によって排除できなければ自治そのものが存在しない。

現に貴殿が管理する大学の自治はどうか。私への暴力行為をさらすくすば調査できない状態をもって大学の自治が果して機能しているといえるのだろうか。

しかも、司直の手をかりずに、良識ある人たちが相模女子大学を心配してくれて、わざわざ「声明」まで発してくれたにもかかわら

ず、それらの人たちに、「五十嵐のいっていいことはデタラメだ。暴力行為はなかった」という趣旨の文章や、教授会決議の報告書を次々と送りつけているのである。

その裏には、内政干渉はしてもらいたくないというショービニズムが露骨に出されている。

本誌2月号でも詳述したが、相模女子大学は封建性ながらの代官支配の様相を呈していることを自ら暴露したようなものだ。

それほどに大学の自治に固執するならば、なぜ、私への暴力行為について大至急調査をしなかったのか。

聞けば、教授会において、件の三人が大声をあげて、私を被害妄想呼ばわりし、暴力問題をうやむやにしたという。

貴殿は、それに対し、私が涙をポロポロ流して訴えたことをすっかり忘却してしまったのですか。

それよりも聞き捨てならないことは、貴殿が私に対し、本誌2月号の公開質問状が名誉キ損にあたりますので、告訴しようと思ったが、「五十嵐先生は病弱だからやめた」とおっしゃっているそうです。

貴殿が信念に基づいて、私が訴えたことを

政治的に隠ぺいしようとするなら、なぜ告訴しないのですか。

貴殿が告訴すれば、よりいっそう暴力問題がクリアになり、相模女子大学の生徒や関係者をいたずらに思い惑わせなくすみます。どうぞ私を裁判所に訴えて下さい。

それにもう一つ、佐野美津男教授が、教授会の席上、私を相模女子大学・教授に推選した不明を盛んに詫びたそうです。

なんですか、これは。大学はヤクザ社会ではありません。また血盟団でもないんですよ。

彼が頭を下げるのは、私に対し、非礼の謝罪であるべきでしょう。

しかも、こともあろうに佐野美津男教授は私の公開質問状を掲載してくれた本誌を「い加減な雑誌だ」と非難したそうです。

本誌編集長の丸山実氏と佐野美津男教授は六〇年安保時代からの知り合いで、こと佐野美津男教授については、それこそ裏の裏まで知っている人物なんです。丸山編集長は、そのことを聞くと、「彼は六〇年安保当時からそんな人物だよ」と一矢に付していました。

このような教授会の在り方に、どこに大学の自治が存在しているのですか。

学内暴力を「隠ぺい」して、なにが「大学の自治」か？

### 加害者は大学改革を

#### 唱えた全共闘出身

井美学長先生、最後にいま一度、おたずねしますよ。まともな人間で、まともな常識で考えるならば、暴力行為がおきて、私の訴えを聞いたとき、すぐさま両者を呼んで事情を聞くのが貴殿の立場でなかったのですか。

大学の自治を云々するならば、なにはともあれ加害者と被害者からまず事情を聞くのが常識ではないでしょうか。

しかも、加害者は、他から侵入してきた者でなく、本学の学科主任ですよ。その職務にある者が、暴力をふるって、退職を強要するなんて、まるでヤクザ社会そのものです。

否、ヤクザ社会ですら、そのようなバカなまねはしませんまい。これは、まさしく封建社会の「上意打ち」と全く同じ発想です。

そんな学科主任がいる大学に自治が存在しているとは本当に貴殿は思っているのですか。としたら、貴殿がいった相模女子大学をどのような大学にしたいと考えているのか、ぜひおたずねしたい。

暴力行為から半年の間貴殿は公にはなにもしようとしなかった。しかし、私はその間、

問題解決のため、じっと耐え、貴殿には再三再四、問題解決をお願いしたはずですよ。

「学内の問題は基本的に学内で処理し、解決して行く」という態度を貫いていたのは、実は貴殿でなく私の方であったのです。

しかも、その間に、私に対し脅迫状が送られてきたり、脅迫電話がかかってきたりしてました。これも逐一貴殿にご報告申し上げていたはずですよ。

しかし、貴殿は、いっさいを無視するかのようになり、沈黙してしまいました。いったい貴殿は誰にあやつられているのですか。

私の本心は、あくまでも学内の処理能力に期待しているのです。

私への暴力行為が、単純に処理できないほど相模女子大学は複雑な構造になっているのですか。

それとも加害者である二人が実質的な影の運営者なもので、貴殿はたんに岡安氏にあやつられているだけの存在なのですか。

そうでなかったら、これほど単純きわまる問題解決をなぜ約半年にまで亘っていたのですか。

権力の腐敗とは、そんなもんだよ。とくに私学における陰しつな行為は相模女子大学だ



### 教育者・鉄の原則—— 風化せず生活者であること

敗戦と全共闘時代

私は、今、自分の60年近い生涯を振り返る時、この60年の生涯のうち、私のものの見方や考え方、そして、私の生き方そのものが根柢からくつがえさせられる時代に、二度程、遭遇した。それはまさに衝撃的な時代でもあったと思う。

一度目は、一九四五年(昭和二十年)の八・一五の日本の敗戦の時代である。この世に生を受けて以来、軍国主義、国家主義そのもの以外に、全く知らない時代に生きて来た人間にとっては、この第二次世界大戦の敗北は、まさに国家が、そして民族が滅亡することであると思った。当時、満14歳の私にとっては、それまで

教え込まれ、みずからもそう信じ込んで来たことが、総べて虚偽であった。ということはいかに衝撃的なことであつたか。天皇が現人神であつたことが、人間であると宣言されたことは、軍国主義少年にとっては、ほんとうに、びっくり仰天することであつた。

ところで二度目は、一九六八年(昭和四十三年)、六九年をピークとして展開された全共斗の大学学園闘争の時代である。なんらかの形で、この大学闘争にかかわつた私たちの世代にとっては、この大学闘争は、敗戦直後の激動期にも匹敵するものであつた。あの東京帝国大学(東大)が創立以来、一九七〇年三月、初めに入試が中止されるに至つたのである。



それから更に二十年近かつた現在、日常性そのものの世界でしか生きていた人間にとっては、この大学闘争にかかわつてつくり出された大学の非日常性の世界が、一体、どういうものであるのか。全く想像を絶するものかも知れない。体験した者は、この非日常性の世界の現出によって、教育というものの本質や、大学というものの本質を、間違ひなくその眼で見た筈である。もしも、大学や教育とかわつて、おのれの独自の思想やおのれの固有の思想を形成しようとした人間にとっては、この大学闘争の体験は、決して忘れてはならぬ問題であらう。特に当時、学生存在として青春期のなかで生きた人間にとっては、それは思想形成の原点をなすものでもあらう。

小林・河村氏の生き方

時代の流れのなかで、時と共に、その体験が風化し、その志を人々が喪失していく。そういう時代状況のなかであつて、一貫して、その時の志を保持し、大学権

力を相手とつて闘いを展開し続けて来た。教授研究者が人知れず存在していたことを、この機会に、私は限らない敬意をもちつて知らせよう。

例えばその一人は、日本大学の教員であつた小林忠太郎氏である。唯一人、あの巨大な日大当局を相手とつて、以来、十八年間の長い歳月にわたつて、教育と学問の真理のために闘い続けて来たのである。一人の教員が無尽蔵に金のある日大当局を告発し弾劾し、大学権力を法廷の場に引きずり出して、彼らの非人間的な悪を糾弾し続けることは、どんなに大変なことであつたらう。最も働き盛りの人生の十八年間の歳月を、そのために費いやしたということ。

それだけでも、今の時代状況のなかでは、最も人間的な行爲であつたといえよう。生活していくため、誰もが例外なく権力に媚び、時代の状況に媚びて生きている時、孤独に耐え、時代の流れに耐えて、闘い続けた。

その小林氏の生き方は、ひとすじの人間としての誇りと権威を、改めて私たち

同時に、そのための学生たちの逮捕者数においても、大学が閉鎖された数においても、更にまたその大学闘争を契機にして、大学から追われていった教授研究者の数においても、或いはまたそれを契機にして大学に見切りをつけて辞めていった教授研究者の数においても、戦前、戦後を通じて、日本近代百年の歴史においても、それは全く想像を絶する程、すさまじいものであつた。それまでの、教ええられるという関係によって形成されていた教育が、一時的であつたとしても、まさに全国的規模で崩壊した。制度化された知の世界が、そして商品化された知の世界が、それまで夢受つたことのない学問研究が、根柢から揺られたのである。

それからもう一人の人間についても、やはり敬意をもって知らせよう。それは関東学院大学の教員であつた河村隆二氏である。彼の闘いを中心的に支えた「大学教員教授連絡会」の会報「教授通信」27号は、十七年間にわたる河村氏の裁判闘争を終結させる号として出された。そこで河村氏自身が書いていた。「長い十七年間であつた。私は現在五十三歳、人生の三分の一をこの裁判闘争に費いやしたことになる。私の人生には人間にとって苦難という名の総てを受容して受けとめることが出来た。戦争、貧困、苦学、労働、死別、そして解雇、裁判、失業、倒産、再就職……」と。

少なくとも学問研究の世界にかかわつて生きる人間にとっては、こういう生き方をした大学教員が日本に存在していたということ、決して忘れてはならないと思う。

(二) 4年後に

(「新雑誌X」87年11月号から。なお、この文章のコピーが教授連絡会のメンバーに届け

られた後で、教授連絡会は、やっと五十嵐氏が87年3月に相模女子大から追放される

過程を知ることになった。この時間差は教授組織が個々バラバラに活動せざるを得ない東

京周辺の現状を象徴している。



おわりに

宮内問題を通して私たちがもちえた基本的認識は世界と同じく大学もまた狂った人間によって支配されているということでした。従って私たちは「人は常に対立者によって規定される」というテーゼを絶えず自戒として心に留めねばならないでしょう。

宮内問題を最後に総括しますと、それは学生叛乱に誘発されて、理大体制と建築教育との対立・矛盾が顕在化し、経営者は「戦後民主主義」の建築教員を排除した（管理と教育の対立）。その後組合はこれを「管理対労働者」の問題として引き継いだ。そして叛乱から収束へ、授業再開からその維持のために、抑圧的管理が強化され、教育・研究の幻想は粉碎された。「教育対管理」がなげかける複雑な問題提起により、宮内問題は組合員の思想・信条を激しく揺さぶ

り、混乱させたが「労働問題」に「文化主義」をおよんで、私たちの意見はほぼ統一され、組合員の熱意と努力によって勝利を獲得した。しかし判決後、宮内問題は再び教育問題としての姿を現わし、何一つ解決されていないどころか、むしろ悪化している大学状況を益々照射しはじめている、ということになるでしょう。

私たちの将来への展望は次のことがどの程度なされるかによると思われます。すなわちすでに述べてきた分析からも明らかのように、客観的大状況としては、理大体制をも支えている「工学帝国主義」を日本人が何時どのように乗り越えるかであり、他方そのためにも三体的に、文化革命として、再び教育における理想を取り返し新たな人間像を提出できるかどうか、であるわけです。このように状況は私たちにとって極めて厳しいといわねばならないでしょう。

宮内氏の人間像について触れる所が少なかつたのですが、これは関心ある人々の判断に直接委ねた方がよいと考えたからです。

今回は「処分から裁判」の流れに沿って問題をとり上げたので、これ以外にも重要な問題は数多くあり、以下列挙してみますと、

- 一、地労委提訴問題（組合運動弾圧に関連して）
  - 二、神楽坂組合問題（学部別組合の問題）
  - 三、成瀬助手免職問題（助手問題の一環として）
  - 四、私学の特殊性（紛争における国立と私立の相違）について
  - 五、組合の組織論・運動論と宮内問題の関係について
  - 六、宮内処分及び裁判が大学の経営管理に与えた影響について
  - 七、教授会自治の欺瞞性について、及び三浦道雄という奇怪な人物が果たした役割について（有名なトコロテン野郎という言葉を吐いた紛争当時の学部長）
  - 八、「陸の孤島」野田校舎における紛争の特異性について
- などです。これらの問題は別の機会に再びとり上げたいと思います。
- 一九七四・十一・八

「鉄格子の大学から」（74年12月）文責・堀川氏

宮内裁判が、何のための誰のための闘争であつたかが見えにくくなっている状況とは、このようなものではないかと思う。これはプロレタリアの危機であるし、多分日本社会の危機でもあるだろう。

この文章を書くきっかけは勿論依頼されたからだ。書き進めるうちに、実は、宮内さんは結局何をしたのかをこの機会に私自身に對しはつきりさせておいた方がよいのではないかと感じるようになった。というのは宮内裁判が私の人生では対政治・社会における最大事件であつたし、これをどう見るかによって今後の私の姿勢がかなり規定されるからだ。

それでは宮内さんは結局何をしたのか。宮内さんが「要領の悪いハネ上がり」としか見られていないだろうということは既に書いた。宮内さんが「ハネ上がり」の一面を持っていたことは否定できない事実だ。しかしそんなことは第一義ではない。宮内さんがやつたことは結局はプロテストだつたと思う。この文章を書くにあつた、宮内裁判勝訴直後に作られたパンフレット『鉄格子の大学から』に載せた私の文章「東京理科大学69-74」（野田支部委員会の名前で発表）を読み返してみた。十五年後の今読んで訂正や変更したい所がほとんどなかつたことは救いだつた。けれどもそこではプロテストという言葉は不思議にも使われていないが（その代わり異議申し立てという表現が使われている）、宮内さんや私達が大学当局に對してしたことはプロテスト以外のなものでもなかつたのだ。

プロテストという言葉は現代日本では新鮮な響きはないかもしれない。けれども世界を動かしてきたものはプロテストだけであり、現在でも世界各地でプロテストがなされており、今後とも行われてゆくだろう。日本は残念ながら最もプロテストの少ない国の一つにすぎない。

その意味でも宮内さんや私達があの時期行つたプロテストは貴重なものだつたと思う。だから裁判を経て和解という形で一切が収束されてしまつたのは惜しい、という意見も当然ありうる（たとえば北島さんのように）。この文章のはじめの方で、和解してもらつて助かつたと言いたけれども（私個人としては）、プロテストの運動としては裁判に持ち込まない方がはるかに良かったのではないかと思う。

裁判では争点が「教育対管理」の問題から「労働対管理」のそれに移行して、労働条件と賃金問題にしぼられていったことを、さつきふれた「東京理科大学69-74」で私は指摘しておいた。大学教員も労働者であるが、そのイメージにおさまりきれない存在であることも事実だ。もともと裁判では教育や研究の問題を取り上げにくいし、十数年かかつた挙げく負けるのではあまりにも情けない話であると思う。

だから何とかして裁判に持ち込むことなく、大学にあくまでどまりながらノラリクラリとした抵抗によつてプロテストをし続けることが、今から思うと最上のやりかただつたのではないか。そのために宮内さんのような幾分かカリスマ性を持った人間が是非とも必要だつたと思う。宮内さんが和解して大学を去つたことは、かえすがえすも惜しいことだつた。

おわり

教授通信最終号・堀川氏の文章



仕上 汗流 千手 毘段 (職職堂末)

一九八一年七月に神戸大学闘争の刑事公判の最終意見陳述において、私は、七項目の一つとして、(職業について)を設けて論じている。(五月三日の会通信・第25号参照)

論じる契機になったのは、私に関する四枚の起訴状(公訴事實は七個)において検察官が、私の職業を国家公務員、著述業、無職…というように一方的に、かつ変化して規定していることを批判したからで、裁判官が判決において職業を、どのように規定するか注目する、とのべた。このため裁判官は大いに苦慮したようであるが、同年十月の一審判決では、「職業不詳」という判断停止の記載をおこない、十年以上の審理によっても事件や被告人の問題の本質を把握しえていないことの象徴例を開示した。

一九八五年九月の二審判決では、前記の最終意見陳述や二審での(仮装労働)論(要約すると、職業概念のみならず、ジャンルや制度の根拠に対する(大学闘争)の問いを深めるために定職につかず、かつ名前や年令や前歴を明らかにすると雇用されない現状を突破するために、数人のグループで任意の仕事を引き受けた場合の交換可能な構成員として参加することがある。全ての職業についている人、とくに(公務員)は、この提起に応え、媒介となりうる度合でのみ辛うじて職場に存在する理由をもつ。)を、かれらなりに解釈して、「著述および各種アルバイト」とした。

三審の最高裁では、判決を出すこと自体を怖れ(批評集・α続編の序文参照)、一九八九年三月に上告棄却の決定を出したが、私の肩書は「被告人」であり、(職業)として最高裁が記したのではないとしても、これまでのべてきた職業規定の変化の軌跡の中で把握すれば、重要な示唆を引き出すことができる。

職業ではなく、被告人や前科者のように法的に強いられた状態および、病人や老人や死者のように存在的に強いられていく状態によってこそ人間の特定を、あらゆる可能性を発見する視点からなしうるのであり、現時点の仮装を強いる自己と世界の構造を意志的(生涯的に追求する仕方)で総体的な関係の中での役割や立場が普遍的に開示されるのではないのか。社会的に必要な労働の分担において、機能に応じた名称を残すとしても、分担は全構成員の討論によって決定し、短期間で交代する仕組みを確立しておけば、職業概念は消滅するのである。消滅の契機として全員が必ず一度やっておく役割が(公務員)であり、勿論、国家の解体(消滅プラン)の中で構想し実現していかなければならない。

題名の(生活手段(職業))から、かなり逸脱してしまっただが、提起したい内容は同じである。法的にか存在的にか( )的にか強いられた生活様式(状態)を基本として、この段階の共有と、そこからの解放の試み自体を生活手段として生きること、この試みを許容しない力や制度と持続的にたたかうこと、このたたかいに参加する人やテーマを拡大していくこと、これ以外の職業(生活手段)には、前記の共闘者と仮装的に交代しうる場合の他は、たとえ一時的にせよ私はつきたくない。



## プロテスト

抗議ないし異議申立てを意味し、宗教史的にはキリスト教のプロテストイズムとの関連で論じるのが普通であるが、ここでは、〈不条理〉の項目に出てくるパンフの作成過程で出会ったテーマとして扱う。

前記パンフの原稿を集めている時に、当然のことながら、救援組織を支えてきた人々の大学闘争の総括が、はっきりと示されてくる。開始後二〇年を経て、これだけまとめて総括が公表されるのは、それ自体が事件でもありうる。ただ、不遜ない方であるが、殆ど全ての総括は私のこれまでの総括の中で批判ないし止揚されているという気がした。どうしても黙って通り過ぎては何かにすまないと感じたのは、次の要旨をもつ見解である。

自分たちがやってきたことはプロテスト以外のなものでもなかった。現在では、この概念は新鮮な響きを失い、かってプロテストした者たちは、要領の悪いハネ上がりとしてしか見られていないが、世界を動かしてきたのはプロテストだけであり、社会主義の理想が国際的に解体しても、矛盾や対立が解消するはずはなく、プロテストの意義は持続するだろう。

この見解を提出したのは私より年長の良心的な支援者で、私はその人柄に敬意を払っていたから、これを読んだ時に大きい衝撃があった。というのは、私は自分のやってきていることがプロテストであるとは一度も考えていなかったからである。むしろ、私は迫ってくる問題群を楽しく再構成する素材として歓迎してきたし、敵対するように見える関係や人々があっても、それらの関係や人々が私の扱いに堪りかねて、もうやめてくれとプロテスト！するほどに、〈作品〉の対等の登場人物ないし作者として対処してきている。私は前記の筆者と比べて〈悪黨〉に満ちているのかと、〈当事者〉や〈余事記載〉の項目を記す手つきのまま内省せざるを得ない。しかし、この内省を自分の方法に繰り込んでいく限りにおいて、私の方法も持続するこの世界の矛盾や対立への、決して屈伏することのない〈プロテスト〉でありうるのではないか。たとえば世界から〈余事記載〉とみなされても…

概念集4 (91年1月) から

「前記のパンフ」とは勿論、救援通信最終号をさす。また、〈当事者〉や〈余事記載〉は概念集4に含まれている他の項目で、関連して読んでいただければ幸いである。



## 裁判提訴への提起

解雇処分を受けた場合に地位確認の仮処分申請や解雇取消の請求を裁判所の民事部へ書面でおこない、法廷で処分の不当性を明らかにする方法をさすことが多い。もちろん裁判提訴の一般的な概念としては、警察ないし検察へ何かの事件の被害者として告訴したり、何かの不正を知った公務員として告発することを通じて刑事裁判を成立させることも広い意味で(かつ、身にしみて影響を受けてきた私としては特に)裁判提訴の範疇に入るし、民事においても、弁護士会などの無料法律相談に持ち込まれるテーマは離婚や交通事故が多数を占めており、これらのテーマが大眾にとっての裁判提訴のイメージに密接に関わっていることは確認しておいた方がよい。

このような確認の範囲からすると、冒頭でのべた解雇処分などにおける裁判提訴は先進的かつ自明の対応と見えかねないけれども、六〇年代末以降の闘争過程においては必ずしもそのように把握されてきていない。共産党は別として、闘争参加者の基本的な姿勢は、活動の全領域において裁判所を含む国家権力の介入や、それへの依拠を拒否することであり、この姿勢は処分に対しても、流血を伴う党派闘争においても維持されてきた。

私自身も七〇年の懲戒免職処分に対して取消請求の裁判提訴をこれまでおこなってはいず、それは前述の姿勢の根拠への共闘からであるが、しかし、だからといって他の人の処分に対する裁判提訴を否定的には判断していない。判断の基準は次のようである。

①裁判提訴が闘争の問題点を闘争現場を越える広い場へ拡大し、その波動を闘争現場へ還流させうる時には意味がある。(ただし、現在の裁判制度や裁判官の良心を無批判的に信頼して勝訴を期待するのは論外であり、結果的に勝つためにもこれは鉄則である。)

②〈民事〉への裁判提訴は、できれば自分が〈刑事〉事件の被告人となった後で(A)、法律の専門家である弁護士に依拠せずに(B)おこなうのがよい。(A)は時間的な前後というよりは、存在の仕方の前後でいっている。なぜなら、現場ないし法廷でいつでも国家の秩序や法と闘う準備のあるレベルでこそ、裁判提訴によって(さえ)闘争の意味を深化し拡大させうるからであり、(B)は、大学闘争の世界史性は専門のジャンルの解体を前提としつつ法の体系と秩序に立ち向かうことを不可避とするからである。

(ただし、この意味を部分的にせよ共有する弁護士との共闘の可能性は残しておく。)

③大学闘争とよばれるものの特性の中でこの項目と関連するものを指摘すると、問題点をとらえる方法自体の情況性や自らの関わり方を問題点に繰り込まざるをえない構造に出会ってしまうことと、発端の問題点を追求する過程が新たな問題点を作り出していくことである。従って、発端のレベルで裁判提訴に意味があるかどうかを固定的に判断するのではなく、裁判提訴を媒介し逆用して何を作りだしていくかということを常に構想している必要がある。この場合、波及効果の範囲を事件の幅だけでなく、可能な限り広く深い領域との関連で構想し、成果を開示していくことが望ましい。(なお、環境破壊、原発、選挙権などに関する共同訴訟の可能性と限界については直接討論したい。)



註一 私の場合には七〇年一〇月の処分以前の同年五月に学内の〈事件〉を仮構する刑事事件の被告人として起訴されており、休職処分を飛び越して一挙に免職処分の理由にされた。この処分に対しては、前述した根拠から民事事件としての提訴はしていないが、(a) 七〇年処分直後の人事院への提訴

(b) 七一年の国からの研究室明渡提訴への対応

(c) 八〇年頃の国と人事院を相手とする損害賠償等の提訴

(d) 八三年頃の国と京大を相手とするA三六七号室使用妨害排除請求の提訴

(e) 前項から派生する国ないし他の参加者からの提訴への対応

はおこなってきており、民事事件と無関係ではなく、むしろ大いに関係がある。

(a) のねらいは、いくつかの国立大学の処分を（地裁民事の管轄範囲を突破して）全国レベルで統一的に問題化すること、任意の参加者が制限なしに被処分者と同等の訴訟行為の可能な代理人になれるという規定を最大限に応用することであり、処分の取消は中心目標ではなかった。これを中心目標とした代理人（例えば、東大の折原浩）は、私たちのねらいの情況性を理解しえないまま失望して去り、逆に、狭い政治意識に拘束された者は（a）以後の闘争過程のダイナミックな戦略に気付かないまま生活（ないし六九以前のレベルの活動）の波にのまれて行く。

(b) は国が研究室の明渡の仮処分を裁判所に提訴したことにより開始され、私からの異議を申し立てを対応条件とする公判と、国からの新たな提訴（本訴）による公判が重層して七〇年代を横断し、初期の段階には予測できなかったほどの様々のテーマ（闘争を全幻想性領域との関連で深化させる試み、n事闘争との交差など）を引き出し、大きい成果をもたらしている。それぞれ今後公開していくが、

について素描すれば、研究室を拠点とする活動が刑事事件とされ、研究室に関する民事事件の記録が刑事事件や人事院審理の主要な証拠資料とされたことに象徴される。

(c) は（a）に関する審理が十年間も中断されている事態を関連する多くのテーマの宙吊り情況と共に止揚するために、また裁判を含む活動を東京へも拡大するために展開した。法廷での訴訟行為は制裁と起訴の対象とされたが、国家の抑圧過程をもテーマの発見と深化の媒介として逆用している経過は、(d) の場合と共にこれまでの概念集などで示してきているので、ここには詳しく記さない。

(d) と (e)、特に後者は国家の抑圧過程だけでなく、外見？は反国家的な人々関係の類廃状況をも批判しつつ、(a) 以降の全テーマの総括をめざしてきた。

二 前記の a ～ e の経験と意味を普遍化して現在の裁判提訴の総体的な状況を見ると、被拘束状態にある人がおこなう裁判提訴としての〈獄中訴訟〉が私たちの裁判把握の本質に最も近い。当面は獄外にいる私たちが、これから何かの契機や必然から裁判提訴に関わる場合にも、〈獄中訴訟〉の位置と共闘しつつ、また、具体的な拘禁施設にいないとしても対応する別の〈獄〉にいる意味を自覚しつつ、二つの〈獄〉の統一的解体をめざしたい。これこそ裁判提訴の本質的展開の必要条件である。



伊藤久氏の遺志を想う

七三年の初夏だった。たろうが、河村氏の学園復帰を支援する会の結成時にN・Y氏と関東学院大を訪れ、河村氏に最初紹介されたのが伊藤久氏であった。何者か？と私達を見つめる冷静かつ精悍な眼差しを今も記憶している。私達は少なくとも形式的には学外者であり、裁判はともかく、闘争拠点としての研究室確保、学長や組合との国交要請、学生および教職員への情宣などを、伊藤氏を中心とする全者関係、学内組織に依存することが多かった。自主講座の運営を受けるときは出てきてやると、おおかた河村氏と伊藤氏しか居らず、大学当局に破壊された研究室の鍵の修理などをしていた。争元に残されている膨大な量のニエース類が当時の状況の密度を物語っており、学内から出された資料の中に伊藤氏の争になるところが可成りある筈であるが識別出来ない。

仮処分敗訴判決に在り動き解任してゆく支

係—要綱の法的根拠・突鋭性・過渡性・一事不再理の原則に反して強行された一系差の学内除籍処分—学問の自由の剝奪・要綱と教授会自治の美態・教授会構成員の意識・特権行使の無自覚性・学生と当局の橋渡しをした河村氏の位置付け・河村氏と学生との関係—教員と学生・人間と人間・子息の不幸に際しての学生の厚情・救済不条理・除籍処分による信頼関係の侵害・後業ボイコットに到る河村氏の心情把握・ボイコットの必然性—基本的抵抗権の行使・教育理念に基づく思想・信念・良心および表現の自由・ボイコットが学生・教職員・職場規律・業務運営にもたらした直接的具体的かつ美質的影響・ボイコットの取り止めに河村氏の配慮—中止表明文に見られる明瞭な過渡性・三度に及ぶ自宅研修処分の懲戒性・制裁性—河村岡本住居書簡の分析・教学権停止・自己批判要請・要綱遵守等誓約強制・内心の自由の侵害・岡本の河村キニ

3. 一バ隔離策動—学問の自由の侵害・教学権確

復する会に對して、伊藤氏独自の共同の原則の中へか、直接の批判は避けていた様に思われる。だが、最も信頼出来る共同者の沈黙は何よりも私達にはこたえたものである。

八六年十月一六日、東京高裁で控訴が棄却された。その頃既に病に冒されていた伊藤氏は、姿を見せる事が稀になっていた。

河村氏の立場や当時の学内状況を誰よりも熟知しており、証人尋問の傍聴を欠かさず、高裁判決批判者として最も相応しい伊藤氏が健在であつたとしたら、何を語つて受けたであろうか。仮処分および地裁判決は管理側に身を寄せた社会通念の予断であり、緻密な弁証法的審理が高裁の任務ではなかつたか。たとえは、関東学院大のみなならず、全国に波及していた大学闘争の思想的背景と状況把握、学内に於ける学生二派の確執—大道寺学長解任工作・岡本学長代行登場の背景と経緯、緊急処置要綱の内容及び一方的な制定過程、要綱と学則、就業規則、労働協約との関係。

2. 認訴訟の必然性—永続的自宅研修処分・言論・表現の自由の抑圧・河村氏の肉面的考察・裁判提訴と解雇との因果関係の立証—証言の重要性・解雇同意約款の一方的破壊通告と河村解雇との関連—教職員組合の見解と対立・組合員の意識・解雇同意約款余俊効に関する地裁判決の法令違背・労使間の信義則違反等々。公正な判断にとつて、河村解雇に到る此等すべての過程の詳細な事実検証と徹底した洞察に基づく全体像の再構成が不可欠であり、必要な素材は一番でもかなりの程度提供されては居る筈である。加えて高裁法廷で重大な証言が統出したてはなにか。大道寺元学長は大学上層部の権力抗争の美態を明らかにし、西尾元教務部長の証言は河村氏の訴訟が解雇の真の契機である事を裏付けたではないか。だが、高裁裁判官達は無表情を装いつつ思考停止し、職務放棄宣言に等しい棄却文を証言事によって、河村氏の公平な裁判を受ける権利を美質的に奪い、三審判の祭祀化をこ

4. 権利を美質的に奪い、三審判の祭祀化をこ



でも実証し管理秩序側を法的に補完する役割を自覚的に果したのであろう。敷衍すべし、歴史の繰り返しの危機を含めて直面してつる終末論的状况の中で、他ならぬ可法により蹂躪され無化すべしとある憲法と、その各条に散在してつる誓ひ、戦争を抑止し得る世界史的な理念を掬い上げ止揚してゆく課題を、彼等は逆に浮き彫りにして秀れた——伊藤氏の透徹した視線を引き継ぎ拡大し収束させてゆくのは、私達の永続的なつとめだと一瞥いせしめよう。

七月二十六日、岸津三敬病院に最後に見舞った時、沈着すは些かも失なわれはなかつたものなり、痛ましい肉体的衰えに言葉も乏しく、パンフをそつと置りてくる一かきかつた。燃える様な異常に暑い日であつた。

5. 九月三日、小林忠太郎氏報告集会での河村氏の御笑を、自然に還つた伊藤氏はどんな思ひで聞いたことだらう。秋本英男弁護士に次いで、私達は又も最良を失なつてしまつた。

(山浦元)

刊行委の註—87年にガンで死去した元・関東学院大の学生、伊藤久氏を追悼するパンフレットの刊行が、かれと共に河村氏の支援活動をしてきた人たちによって企画されたが、刊行は中断されたままであつた。このことを後に知つた松下の提案で、すでにあつてついでいた原稿の中から山浦氏と豊田氏の文章を原稿のままコピーして掲載する。







「黒シャツ」の思い出

187. 12. 豊田巳津男

僕が、大学1年生で、始めて「ストライキ」というものを体験したとき、伊藤氏は毎日、僕の社会工に黒ハルをかぶってやってきました。始めて話したとき、彼は0号館の2階にあるストライキボックスで、「クラス決議を出そう?」<sup>クラス</sup>のために毎日クラス対峙をしたらしい。<sup>学生会は</sup>そのためにがんばるもする、とアジツてくれた。<sup>(黒シャツを着ていた)</sup>僕はその言葉にすっかりのせられ、「クラスにいる遊び仲間を何人かさそい:「明日の仙話Iをつがして皆なで話し合おう」と約束、その足で、0号館の2階をのりまわった。<sup>ボクは</sup>すると彼を始め、山西会夏、更に伊勢田全治会会長までがニヤニヤして待ちかねていて、「さうか、さうか、うん、よくやった、な」と、まるで手配師のようによくウキウキしていた。(この時も「黒シャツ」を着ていた)

翌日、教員がクラスに入ってくるなり、手はず通り、僕をはじめ4~5人の仲間が教員に近づき、

※ 学生会 — 南草学院大学文学部社会科学部学生会

遅くてもおきまへん、遅ければカードしてもうって結構です、よ

僕が「先生、今日は授業時間をください」「皆なで話し合う時間が欲しいんです」とビビリながらも明確に通告した。

ところが、その最中、いきなりドアのノックもせずには彼が入って(乱入)してきた。そして、扉口一看、教員に向って、「ダメな? 俺達のストに介入する気がヨ〜」と大声を出してしまったのである。(勿論、教員はわけが分からず逃げ出した)

僕は、この瞬間、教員やクラスの連中ではいさなく、さぞった遊び仲間になんて申し訳なく思った。「こいつら、なんで野郎たろ〜」<sup>(この時も黒シャツを着ていた。あつらくの3階にとまっていたハル)</sup>その後、

決議があがり、ストライキは発動された。(ところが、僕がさぞった遊び仲間かその後、すっかり調子にのって女子学生に入り、今では世の中に言ばかりを出している。この点については全く申し訳なく思います。すみません)

その後、黒ハルの出合いはすっかり毎日となり、ストの敗北も、その後の重苦しい総括会議もいつの場にもいた。さて、その年の暮、工学部本館5階 河村研究室での忘年会の日、彼は酒を飲んでこゝと僕達に言った。その

時、おれが「ワインが欲しいと言ったたん、彼は「おれは、そのななみだいな酒は飲むナ」と発言してしまつた。その場、いた女学生は勿論、「なにそれ?」と糾弾の嵐が研究室をつつんだ。彼は、そこでまた「バツカヤロ〜、日本人たろ、忘年会には日本酒に決つてら〜」と追撃をかけた。

①アめん。(この時も黒シャツを着ていた)

数年後、僕が南草学院生校に入り、当局と戦争が始まったとき、彼はよく仕事を休んで登場した。当局との攻防が肉弾戦となり、毎日、テモが校内をゆるがしたとき、彼はテモ隊列の一番後ろを走りまわつた。テモ指揮の僕に向って、「コルが早すぎる! もっゆるぐせれ」「よし、次は32ルビコール、なひと指揮せし。②とこもうれしがたんだらうと思う。(この時も黒ハルに黒シャツだった。)

僕は彼が状況とは関係なく

僕にとつて「黒シャツ」の思い出、〜うす暗い0号館の2階、壁はら、インターをがたし、〜そして、病室でのやせほせた姿、慰問最後にお見舞いに行つたとき、僕の冷たい発言「今後の高針は?」に対し、彼は「体力をつけて、青森へ!」このことだけが、今でもくやまふ僕に思い出のひびきを

※くたささいな文章にすみません。遅くてもおきまへん



## 我々は孤立してきたのか？

小谷 孝一

学園闘争から今までを振り返った時、理科大の教職組の活動家が  
増えなかつたし、むしろこれからは高齢化により減っていくのは間違  
ないであろう。そのことを単に孤立化してきたと総括することには問  
題があるし、我々が職場で四六時中いじめにあつてはいるかのごとく、あ  
るいは悲壮感を漂わせて日常堪え忍んでいるかのごとく、悲劇的に見て  
いるとすれば、それは全く事実に反する。宮内さんや河村さんが、我  
々の昇格運動を我々がやるべきだつたあるいはやるべきだとか、今から  
でも自分はやろうと思うなどと発言する背景には、どうも理科大での状  
況をこのようにとらえているように思えてならない。

我々は学園闘争を戦い、宮内・成瀬処分撤回闘争を戦つたが、そ  
の結果孤立し、仕方なく地域の中小企業の労働組合の全統一労組に逃げ  
込んだのでは決してない。このような総括をする両氏は自分達の戦い  
の持つ重要な意味そのものを自ら否定しているのではないかと残念に思  
う。

我々は宮内裁判勝訴を生かすきれず、悔いの残る和解に持ち込ま  
されたことを、当時いろいろ検討した。大雑把に言えば、我々の大学  
闘争の意味付けを我々がどのようにするかはさておき、少なくとも敵は  
資本と労働の関係で捕らえていることは明白であるということである。  
こんなことは当り前であり取りたてて言うべきことでもないと言われる  
かも知れない。あるいは教条的ともいえよう。しかしこのことを実  
感として体得したことが重要であつた。我々の戦いが資本と労働の激  
突であつたととらえることにより、資本の搾取や攻撃は教員や学生への  
み向けられているのではなく、職員にも向けられていることが見えてき  
たのである。また当時他の大学や、小中高の学校でのいろんな戦いの  
中で、学校労働者ばかりでなく、特に他の産業の労働者との共闘による  
戦いは我々の目をひいたのである。理科大資本との戦いにおいて、戦  
場は大学内に固定するべきではない。大学を内からも外からも攻める。



言い替えれば、大学内の職員への浸透を図るとともに、地域社会の中の労使の戦いのなかで理科大での戦いを位置づけ、地域の労働者との共闘により我々の戦線を再構築する。このように考え我々の企業内労組である野田教職員組合は、職員へ目を移し始めたし、地区労などの実態調査も始めだした。こうして徐々に真の労働組合として変質し始めたのである。

まさにそれ故にこそ、このような状況の中で理事会によりなされた食堂従業員全員解雇の暴挙に対し、直ちに撤回闘争に我々はとりくめたのであった。そしてこの闘争の初期に早くも崩壊寸前の土壇場の危機を迎えたとき、個人加盟の合同労組であり強力な戦う全統一労組と出会うことができたのであり、それにより状況を一変させ地域の労働者の支援を受け、半年間激しく戦いぬいたのである。この戦いの過程で、教職員の意識の底流ではそれまでの我々に対する偏見などが取り除かれていくのを感じることができたし、我々を陰に陽に支援してくれる人が現れてもきた。それらの人は現在我々が関わっている地域の労働運動において、我々を手伝ってくれたり、共に戦ってくれているのである。

また我々は食堂闘争の過程で、活動家として大きく成長することが出来たのである。我々はこのようにして現在では学内では野田教職組、学外では全統一労組を拠点に学内外で活動している。そして多くの労働者の解雇問題に関わりそれらを阻止し得たし、組合結成や様々の戦いでは、宮内処分撤回闘争時点では想像できなかったぐらいいろいろな役割を果たし、成果をあげることができるようになっている。このように我々の戦いは決して孤立したのではなく、戦場を我々自身の戦いによって拡大し、連帯する人々の輪を拡大してきたのである。

このようなことは助つ人の域をでず、学園闘争が目指していたものと異なるとか、自分達自身についての戦いが無いなどの批判があるかもしれない。宮内処分は大学闘争であつたけれども、職員の解雇や他産業の労働者の解雇等は大学闘争の脈らくでの問題ではないから、助つ人としての意義はあるとしても・・・というような見解もあろう。



このようにとらえると、昇格差別の極端なものが宮内処分であつたとの考えから、宮内和解以後我々は我々の昇格運動を優先するべきだということになるのかもしれない。しかし現実の戦いの状況においては、例えば食堂闘争の場合、戦いの性格は助つ人から我々自身の戦いに変化していったように、実にダイナミックに変化する。あの戦いが完敗に終わったなら我々の解雇問題も生じていたと思われる。このように単に助つ人としての戦いと規定することに問題があるし、また我々が学外の労働運動にかかわるのは、助つ人的側面があるとしても、地域の労働運動の高揚が学内の運動の強力な支えになると考えているからである。敵との戦いにおいて重要なことは、なによりも敵の真の狙いや攻撃目標、あるいは主戦場を的確に捕らえ、かつ予測してそれに対処していくことだし、あるいはそれに対し長期の戦略をたてていくことである。宮内処分を戦うことはまさにその当時の主戦場での戦いであつたが、和解以後では昇格差別は主戦場ではなかつた。主戦場での戦いをないがしろにし、末節のところまで戦うことのほうが、逃げていくとのそしりを受けることになつていたのである。(註 小林先生の和解も、あの時点で主戦場での戦いに備えるためであつたことは明白であつたし、正しい選択であつたと理科大グループでは評価している。)

ところで昇格運動についてであるが、それは昇格差別に対する戦いとは似て非なるものであると考えている。例えば学科の段階で通常のルートで昇格が検討されている人に対し、理事会が思想信条を問題にし横やりをいれたり、なんらかの陰謀を巡らせて、昇格を阻止するなどがあつて、しかも明白な差別の証拠をつかんだ場合などは、もちろん戦いを組まねばならない。しかし、それが誰それさんを昇格させろとはならない。宮内さんや河村さんのいうニューアンスだと、位を上げて下さいと敵に泣きつくことと本質的に同じではないのか。事情の読めない人間が、世間の常識的判断で我々が昇格しないことをさして、彼らは飼ひ殺しにされていると言つていのは無視するが、大学闘争を先頭でになつてきた宮内さんや河村さんから同情的視点で語られると何を寝ぼけたことをといたくなくなる。宮内さんにすれば自分のためにこうな



今日的課題

歴史的

東京理科大学 小川 信夫

討論集会には個人的事情により参加できず、その場の雰囲気では語れないことが残念ですが、討論の記録を読んで最も気になったことについて一言述べたいと思います。

マスコミにより連日伝えられる、東欧の独裁政権の劇的なまでの崩壊＝共産主義の破綻、破産のキャンペーンは時として我々の判断を狂わせる程です。しかし、河村氏のように「・・・社会主義ではやって行けないからアメリカのいう自由化を完全に認めるほうが良いと思う」という発言は、この討論集会においては信じられないことです。アメリカのいう自由化の意味が分からないわけではないと思いますが、東欧、ソ連邦の激変は突然の広大な市場、非搾取域の出現としておそらくアメリカでさえ戸惑いを感じているくらいではないのでしょうか。アメリカという国が、原住民から政治的、軍事的に策を弄しその国土を奪い取り成立したこと、また、近代まれに見る奴隷制により今日の資本を蓄積してきたこと、さらに、現在においても全世界的に軍事基地を展開し、資本の蓄積に躍起となっていることは良く知られていることです。アメリカ国内においては、ピカピカのビルの直ぐ隣からスラム化した町並みが連なっている光景がかならずといってよいほど見られます。

アメリカの言う自由の本質は、搾取する自由であり、搾取した者が結果的に輝いて見えたからと言って、その部分のみに目を向けるほど愚かな事はないのです。ピカピカのビルの隣のスラムもセットで社会が構成されていることを忘れてはならないのです。アメリカ建国以来の伝統的手法による土地の略奪、資本の蓄積によりつくられた社会構造は世界各地でみられますが、日本においても、例えば、原発の造られている地域、あるいは大規模開発の成されている地域等にそのミニチュアが見られます。大事なことは、貧しいもの、無知なものを収奪してなり立つ社会は認められないと言う視点を忘れてはならないことです。その意味では、小林氏の言う「・・・アメリカへは行くがフィリピンへは行かないことが問題だ。」は良く理解できます。社会主義がダメだと言うキャンペーンは聞きますが、証明されたという事実はなく、現在進行している事は、人類の歴史的事実としてもっと長いスパンで考えるべき問題です。

(どれをよしとするわけではないが)

つたのだからと負目を感じての発言かもしれないが、我々が宮内処分撤回を戦ったのは、立松さんとは異なり、宮内さんのファンだったからではなく、宮内処分が資本からの攻撃の最たるものであったからである。この視点がなければ食堂従業員の場合や、まして学外の見も知らぬ労働者の解雇などにかかわれなかつたであろう。戦いの様々な局面で労働側の切り崩しをねらつて、昇格がえさとして利用されていることは、両氏も知らないはずはないと思う。両氏のいうような昇格運動をすれば、敵は我々をあなどり、我々の間の分断を謀つて、我々の処遇に差をつけるであろう。またこのような運動は今まで我々が築き上げてきた運動の質を墮落させ、我々に信頼をよせてきた多くの人々の信頼を裏切ることになるであろう。我々は昇格運動など絶対にやらない。宮内さんや河村さんは、我々理科大の戦いの現在の地平をきちんととらえ、自分達の果たした重要な役割をもつと肯定的に評価し、それを活かし発展させてほしいと思うのですが。



九一・六・一九同時代建築研究会での

『現代建築 ワードマップ』の

最終段階の編集△会議をきいて

九一・六・二〇 松下昇

①三年間も刊行がおくれることは、私は予測していなかった。各人が生活のために日々おこなっている仕事で、このようなおくれが具体化した場合には、その人はその仕事から失格を宣言されるだろう。(まして闘争表現の瞬間性や現場性を重視する私の立場からは、このおくれは了解しがたい。)

このおくれの要因に関する総括文(まず企画を立てた人、できれば企画に参加した全員による。)が冒頭(\*)に掲載されない限り、私は、三年間放置されてきたハバリケード▽、△法廷▽、△監獄▽の掲載を拒否します。(※百歩ゆずって同建通信でもいいとしても掲載号の実現が先である。)

②六・一九の会議ではじめて知った注や囲み記事のプランに疑問がある。かりに、本の読者に現代建築の全般的な知識を与えるための教育的ないし営業的?な配慮があるとすれば、それ自体についての十分な討論の期間が必要であろう。学生諸君のかいたものを含めて、努力は評価するとしても、掲載ページの文章(本文)をかいた筆者との意見交換や校正作業が不可欠と思われる。(私に関連する「東京拘置所」、「パリ・コミュニン」について特に。)

③前記二項は、刊行自体に反対したり、企画に関わってきた人々を否定するためのものではなく、逆に、刊行の質を高め、各人のかかわりを深めるためのものであることを念のために申しそえます。

また、今回の刊行をもって同時代建築研究会は一たん解散した方がいいのではないのでしょうか?前記二項を実現しつつ解散しうるならば、現状況における極めてラディカルなパフォーマンスになりうると信じます。

刊行委の註ー原文はボールペンの横書き。コピーして六・一九会議の参加者や編集者、企画を立てた人へ送り、六・二〇集会の参加者や関心をもつ人々に配布した。この提起に基づき真剣な活発な討論と意見交換と思索が開始されつつある。重要なことは、この提起が生活を支える仕事と本質的な仕事の関連を問い、会議の成立と持続と解散の条件を問う位置にあるために、たんに一つの本の刊行、一つの会の今後のみならず、広範な波及効果をもちうることである。具体的な経過については刊行委に問い合わせて下さい。

なお、91年8月段階に始めて配布された目次を次ページに掲載しておく。



序章 建築におけるポストモダニズム	16	(宮内)
1 現代建築の諸様式——建築のイデオロギー		
キツチュ	6	(布野)
古典主義・折衷主義	6	(宮内)
帝冠様式	8	(宮内)
和風	6	(布野)
ハイテック	6	(小林)
インターナショナル・スタイル	6	(温井・布野)
空間とコンテクスト	?	(堀川)
2 現代の建築空間——空間のアルケオロジー		
スカイスクレイパー	7	(山谷)
バリケード	5	(松下)
法廷	5	(松下)
監獄	5	(松下)
理想都市	5	(弘実)
廃墟	6	(宮内)
3 宇宙・建築・身体——建築のオントロギー		
エコロジー	8	(青木)
マソダラ	6	(筋田)
モジュール	6	(布野)
迷宮	7	(宮内)
ゲテナキュラー	9	(平良)
4 現代建築の手法——建築言語とテクノロジー		
プレハブ	6	(布野)
鉄筋コンクリート	6	(前田)
パターン・ランゲージ	6	(温井)
ラームン構造	6	(布野)
エアコンディショニング	8	(前田)
引用/アリコラージュ	5	(高島)
都市の成長管理政策	7	(林)
ゾーニング	7	(林)
5 現代消費社会と建築——建築のフェノメノロジー		
団地	9	(布野)
夢の島	7	(宮内)
ラブホテル	9	(青木)
ワンルーム・リースマンション	8	(前田)
墓地	7	(青木)
カルチャー・センター	7	(弘実)
寄せ場	6	(弘実)
終章 現代建築家	10	(布野)
あとがき		(宮内)



## その後の経緯について

91年10月 松下昇

7月の第3水曜(17日)の例会で私の提起にできる限り向き合って考える姿勢はできてきたとはいえ、これまでの発想からの交換は各人にとってかなり困難であり、具体的なイメージや方向が曖昧なまま、すでに5月に出版予告し注文を受けつけ始めている出版社の困惑に満ちた督促に直面することになった。そこで私は、例年は休みになる8月の第3水曜(21日)の日付で

①執筆に関わった全員が全項目の校正刷を読み、相互に批評し再構成する機会を作る。

② 全体構成や内容に関するあとがきの原案を書く。

③ 今回経過に関する総括表現を同時代建築通信に掲載する。

という三項目に要約しうる提起を6・20提起の連続し深化としておこなった。これらの実現の度合で私の執筆した三項目を執筆していない研究会メンバーを経由して提出することが可能になるという註と共に。

この提起は緊急に開かれた8月29日の臨時の例会(私も参加)で基本的に了承されたという印象をもって私は六甲へもどり、その印象の方向でへあとがき原案を作成して9月18日の例会に提出した。しかし、私の参加しない会議は私が参加している時と全く異なる雰囲気で行われ、へあとがき原案は論外として廃棄されつつある。これを批判している10・1付のへ遠方からの発言を参照していただきたい。今後の見通しは不確定であるが読者の注目を期待する。

ここまで記して、あらためて痛感するけれども、『ワードマップ 現代建築』の刊行過程は、このへ6・20討論経過のパンフレットの刊行過程と対比的な特性を帯びつつ同時に(!?)進化した。つまり、前者は放置しておいても刊行されたであろう企画に対して変換的な提起をおこない、後者は放置すれば決して刊行されなかったであろう企画を再構成を重つつ実現したのである。しかし、双方は大きい共通性をもっている。それは、それぞれの刊行過程に関わる方法の統一性と根拠の状況性であり、この作業の体験は今後さまざまな領域に応用していく場合のゆたかなエネルギー源になるであろう。

もう一つ指摘したいのは、『ワードマップ 現代建築』の刊行過程の開示している問題は、76〜77年に京都大学の制度上の自主ゼミを逆用して、自主ゼミ実行委員会の表現を三書房の企画する『ドイツ語の本』に登場させようとした際の経過との類似および周期性である。あの時もへあとがき原案の掲載拒否が大きいテーマであった。掲載されなかった表現群と意味を掲載するへ正本ドイツ語の本を私たちは77年9月に刊行しているので希望者に配布可能である。このテーマに関する私と菅谷規矩雄の往復書簡(追悼集64〜67ページ)は表現論や組織論の根底に迫る質を帯びていることが現在より一層あきらかになりつつあるので併合して読んでいただきたい。



このへあとがきへの例外性は、この本の企画主体でもなく、主要な執筆者でもなく、専門の建築家でもない者によって記されているところにまず具体化しているけれども、このようなへあとがきに至るまでの必然的な経過をまずのべておきたい。

八八年初めにこの本の企画を知った私は、自分で申し出て三つの項目を担当し、この執筆過程から示唆を受けて概念集の構想にとりかかり、ページの註に記したように現在までに五冊を自分で刊行してきている。一方、同時代建築研究会（以下、同建と略）のメンバーによる『ワードマップ 現代建築』の執筆はなかなか進まず、このへ遅れは同研の在り方や各メンバーの関わり方の停滞状況の断面であると考えざるをえなくなってきた。とはいえ、私や、私の関わるいくつかの活動領域が停滞と無関係であるとしてそう考えたのではない。逆に、優れたメンバーを擁する同建の停滞の中に私や私の関わるいくつかの活動領域の停滞が、ある場合には未分化の形で、ある場合にはより深化した形で現われていることに気付いて愕然としたのである。そこで私は、大学闘争の過程で処分された東京周辺の人達を救援する組織（事務局は宮内氏の建築設計事務所に置かれていた。）の解散に際して刊行された救援通信最終号に関する集会の開かれた91年6月20日（前日には同建の月例会があった。）付で前記の本の刊行過程のへ遅れに象徴される問題点を指摘するレジュメを作成し、6月20日の参加者や共通の課題をかかえている人々に、そして勿論この本の執筆をしている同建メンバーに配布した。私の提起に対する応答の度合が私の三項目の掲載条件である、という註と共に。念のために強調すると、私は自分の執筆項目の著作権者として掲載条件を持ち出したのではない。刊行過程のテーマおよび三項目に関する討論と執筆の必然的な参加者の任意の一人として主張したのである。そして問題点は諸領域を横断する共通性をもって考察の対象となってきた。その成果の一つとしてへ6・20集会の討論記録を参照していただきたい。入手連絡先は松下気付の刊行委員会。さて、このような展開の中で私は、できる限り多くの非専門家の視点を潜らせて、

- ①全員による全項目の把握と相互批評と再構成の機会をつくること。
- ②全体の構成をへ住居とみなした場合のへ住み心地の感覚で検討し、補充範囲や今後の目標を明確にしておくこと。
- ③前記二点の作業に関わる人々による総括表現を、研究会の機関誌である「同時代建築通信」に掲載する方向で各人が執筆し、それらを含むレベルでのへあとがきを作成すること。

を提起し、基本的に了承された。実のところ、了承後の作業の実現度は充分なものとはいえないのはあるが、刊行過程の最終段階における前記の提起は目に視えない形で各人のそれぞれの活動の中で生かされていくであろうと確信している。また、前記の三項目の了承以前に宮内、布野の両氏によるへあとがきが作成されており、旧来の刊行レベルからは、それで充分なものではあるのだが、私の提起後、両氏は快く全員による再構成に同意された。私は、できれば私ではなく討論には参加したけれども執筆はしていない人たちによる



〈へあとがき〉が最もよいと考えたのであるが、これまでの提起の責任との関連や、討論参加者総体との関係で私が過渡的に書き読者に提出することになった。

以上がこの〈へあとがき〉を私が書くに至る前史である。次に、前記と不可避的に交差するこの本の内容について記すが、これも一般的な本のアトがきの内容とかなり異質なものにならざるを得ない。本の企画／執筆の延長にある表現としてではなく、むしろそれらから批評的な距離をもつ表現にならざるを得ないけれども、しかしこのことにより、本の内容を固定化／完結したものとではなく、過渡的な運動状態にあるものとして読者に提出することができるし、それがこの本にふさわしいと考える。その意味から、私の提起を契機として現われてきている意見の中からこの本の読者と共に追求し続けていくに値するものを紹介しておく。

a. この本は十五年前に結成された同建の編集／刊行する二冊目の本であり、一冊目の『悲喜劇・一九三十年代の建築と文化』（81年、現代企画室）から十年後の刊行になり、項目の設定に各メンバーの問題意識が投影されている面では重要な成果であるとはいえずとしても、この問題意識自体が他のワードマップないし百科事典風の項目群とどのようにならざるを得ない、その理由は何かあるかをも示唆してほしい。

b. 非専門家を含む広い読者の期待からいうと、同時代建築研究会を主宰してきた宮内康氏の『怨恨のユートピア』（71年）や『風景を撃て』（76年）以降の現在を知りたい。かれが困難や拡散に直面しているとしても、かれによる自己対象化の表現を鏡として自分の現在を映し出し、何かの手掛かりを掴みたい。また、同建の各メンバーも、宮内氏のこの作業に共闘することを通じて、現在までの集まり方を一たん解散して次期の同建を構想したり別の活動の場を新しくつくり出していけるのではないか。

c. 各項目群の基調にあるエコロジー思想支持のムードは、より厳密に考察しなおす方がよい。というのも、ある専門分野や一見支持しうる思想への依拠が本当に考察すべき対象や切迫した問題群から目をそらさせる作用をもっていることを私たちは困難な70～80年代に多く目撃してきているし、もし本格的に論じ、実践しようとするのであれば、自己の生活形態の交換を含めて、秩序や体制に回収されることのない姿勢、科学／技術の文明論的な批判の根拠を具体的な建築のテーマに則して提起していく必要がある。

d. この本の刊行過程から得てきた、続編ないし別の本を刊行する機会に応用したい基本的な原則を列挙してみると、ある概念の記述は概念の発生ないし流通現場の内部で矛盾を感じて生きる主体の視点からおこない、その概念の項目は専門分野を問わず専門の境界で模索している人々との共通の問題意識に交差するテーマから選ぶ。また、刊行の全過程に各執筆者が対等に参加し、できれば各校正段階ごとに非執筆者や非専門家にも公開するシンポジウムを設定する。

e. 今後取上げていきたいテーマとして、重力や上下左右の消滅をもたらす宇宙空間における建築概念の交差の確認と、その確認が現体制に独占されている隔絶性の確認。それを一例とする無数の足許の〈宇宙空間〉のテーマの発見…（さらに補充予定）



九月一八日の月例会（参加者は宮内、萩、前田、青木、高橋、笠原の各氏）において私のへあとがき原案が検討された経過を、翌日夜に電話して下さった高橋く笠原氏から聞いたが、次のような意見が出されたようである。（代表的なものの要約）

- ①この原案は刊行予定の本にふさわしくない。問題外である。
- ②同建メンバーへの否定的な評価（「拡散」、「停滞」など）を読者に公表するのは悪影響があり同意しがたい。内部で考え続けるのはいいとしても。
- ③松下は、この本の企画が出された87く88年段階から本の性格を知っているのに、数ヵ月おきに月例会に出席する程度の関わりしか持たず、今頃になっていろいろ提起するのはおかしい。出版社との約束を最優先し早急に刊行すべき。

前記の意見は私が聞き取り、文章化したものであるから、正確ではないかも知れないし各発言者から補充く訂正していただいてから意見をのべる方がいいのであるが、10月16日の集まりで最終的な決定が（へあとがきに限らず印刷所に入れる全ての原稿について）なされるという時間的な切迫があり、私は身体的く経済的に出席できないので、へあとがき原案（9・18に検討されたもののミスプリを訂正し、二枚目cの後半以後を補充）を併合して、この文書を事前に高橋氏の共闘により同建の全メンバーに配布する。

前記の意見への私の批評を対置しておく。

- ①に対して―ある意味で了解できる。ただし、その了解の質は、例えば大学内の教師や、マスコミの記者が私についてある判断をしていても、かれらがその程度の判断しかなし得ないであろうことを私が了解できるのと同じ質である。
- ②に対して―これも、ある意味で了解できる。ただし、その了解の質は、支配秩序の中で飼いならされている自称「へ中流く」にとって内部告発は殆ど不可能であろうことを私が了解できるのと同じ質である。

③に対して―これを私の反論なしに聞いた人は、尤もな意見だと思いかも知れないが、次の反論を聞けば、③の発言者を軽蔑するであろう。

- a. 87く88年段階の企画に賛成したからこそ私は自分で三項目の執筆を申し出たし、企画の実現のためにも、88年5月には誰よりも早く原稿を提出した。しかも、個人の原稿にとどめず、共同の表現にしていく余地をつくり、そのことを提起していた。また他の執筆者の原稿にもできる限り目を通して批評している。88く89段階の各執筆者、特に布野氏、青木氏らとの往復書簡に示されているように、私の批評に基づく書き換えく再構成の意志表示がなされており、遠方にいても常に、全員がなりうるへ最終的責任者くの一人としての役割は果たしてきている。私は、もし全ての原稿が常に全員



に批評対象として開示されるという原則が確認され、実行されていたならば、何度でも全員のいる場所で批評したであろう。現段階でアリバイ的にやってもダメなのだ。この点について私はすでに89年5月5日付の宮内氏あての書簡で、「最終稿が全て出そろった段階で、各人が全ての原稿に目を通し、討論する場をつくって下されば幸いです。」と明記している。これは91年6月以降の私の提起と同じ方向性を帯びていることを誰も否定できないであろう。批判されるべきは、89年5月段階の私の当然の原則的提起を無視して原稿を印刷所へ入れたら、「今頃になって……」などと口走る人であるのはいうまでもない。

b. 同建通信17号1ページには、布野氏が「本は89年早々には出版できるから心配することはない」と明記している。私はこれを信じて89年後半以降、機会ある度に、なぜ原稿提出が遅れているのか同建の月例会で質問したが、了解できる説明はなかった。出版社との契約（執筆者全員に開示されていないが）をいうなら、契約期限からの大幅の遅れを発言者は自己批判的にまず問題とすべきである。「今頃になって」出版社への社会的責任などというのは欺瞞であり、大学闘争の過程で大学の社会的責任をかけたタイムリミットを設定し全共闘の提起を機動隊で圧殺しつつ授業や入試を強行した大学当局の（無）論理さえ想起させる。

c. 私が数ヶ月おきにしか月例会に参加しえなかった理由を了解していない人がいることが判って怒りさえ感じる。本来、私が宮内氏の設計事務所に行き、同建の集まりにも参加したのは、この事務所に大学教員救済連絡会の事務局があったこと、私が東京地裁へ高裁へ最高裁で刑事・民事の裁判をかかえていることが契機であった。神戸大学闘争に関する最高裁の棄却決定が89年3月に出了たのを最後として裁判関係の用件で東京へきて同建の集まりに参加する必要はなくなった。（このことを私は何度か発言者のいる場でものべている。）それでも私は活動の領域を拡大して数ヶ月おきに東京へきて同建の集まりにも参加してきたのであり、この努力は他のメンバーに決して劣らないと確信する。形式的にも実質的にも。同じことをやれるかどうか発言者は考えてみるがよい。

さて、10・16（神戸大学が私の懲戒免職を発表した21周年記念日）の同建の集まりに際して、全てのメンバーや、今回の問題に関心を持つ全ての人に次の提起をしておく。

- 一 私へのあとがき原案への批評は責任ある文書（同建通信への掲載を前提とするレベルのもの）でのみ対等の意味を持つ。従って、この原案への批評は、まだへないく。
- 二 私が執筆した三項目（かなりの書換えへ補充を完了している。）の掲載は、私へのあとがき（ないし、これを包括し止揚したもの）の掲載と共にのみ可能である。
- 三 私之三項目およびへあとがきを排除した本の出版は自由である。ただし、その自由な出版は前記①③への私の反論により同建が解体した証拠とみなし公表していく。

追記―堀川氏や高橋氏を含む他の執筆者の原稿の掲載についても関連討議を期待します。



このパンフレットを刊行する情況的な位相について

刊行委員会気付 松下昇

△不確定な断面からの出立△という副題をつけた感覚の根拠から記してみる。

①発言の記録、発言した人自身の記憶があいまいで不確定であり、それぞれの人の闘争過程の二十年のテーマ群の総体の微小な断面でしかないのは自明であるとしても、この発言は最終的な集約点でなされており、この不確定な断面から発言者さえ充分には把握していないテーマを取り出し展開する方法を具体化しない限り、この二十年の苦闘の本質は未来的な応用の契機を失ったまま拡散する他ないという直観があった。

②これまで私が刊行してきたパンフレットは、刊行の時期やペース、内容などに関して、基本的に自分の判断で作成してきたが、今回の試みは、刊行するかどうか、および内容の補充／再構成について参加者らの意見を聞きながらおこなう最初の試みである。この時の考察方向を徹底化すると、人間の全表現の中で主体の判断のみで可能なものと全ての関わりある者の意思確認によってのみ可能なものを振幅極限とする表現論へ至る。

③今回の討論記録のパンフ化を契機としつつ、時間的に遡行して、この二十年以上の私にとって重要ないくつもの、まだ文字ないしイメージとしては定着させえていない発語の系列（大衆団交、集会、会議、法廷、対話、）の総体に向き合うことができるようになっていく。文書や発語にならないまま、それらを支え動かしている領域と往還する回路の対象化も。

以上の三項目は、副題をつけた感覚の根拠を示すと共に、今後の作業の方向をも示している。そして、この作業自体を多くの人と共同で展開する過程で、今はまだ気付かない次の△三項目△に出会っていききたい。

なお、前記に深く交差してすでに情況的な同時性として私が取り組んでいる作業のいくつかの具体例を記しておく。

α 同時代建築研究会から刊行予定の『ワードマップ 現代建築』の各項目／あとがきを非専門家を主要な位置におく拡大メンバーの批評を潜って再構成する試み。（関連する 45 ページを参照）

β 個人を表現主体とする作品はいつでも成立し流通可能であるという既成概念を超えて、諸幻想性領域の困難な錯綜する関係をラセン状に巡礼しつつ、その過程をも包括表現していく（第n次作品）の試み。（概念集4参照）

γ 死刑ないし無期懲役を確定してくる国家権力に抗する努力のささやかな萌芽として再審請求の申立てを任意の人が仮装被告（団）として構想し、裁判所のみならず、その解体をも審理しうる（大衆団交と、その対極のヴィジョンの統一的極限にある）審問の場へ提出していく試み。（詳細は刊行委員会へ問い合わせして下さい。）



一九九一年十月刊行

刊行委員会の連絡先

〒六五七神戸市灘区赤松町一丁目一番地

松下昇 気付

☎〇七八・八二二・四九八四

カンパ・千円（送料別）

郵便振替口座・神戸五・四二一九二九松下昇



一九九一年八月二〇日の討論経緯

時間―午後6時半～9時半の予定↓実際には7時～11時半

場所―全統一労働組合本部会議室(東京・御徒町駅近くの新広小路ビル5階)

参加者―(アイウエオ順、敬称略)

五十嵐良雄(現代教育研究所長として69年以来活躍。78年から相模女子大、87年追放)

大山賢一(学生時代に日大闘争に参加。日本農文学会事務局長。)

河村隆二(73年に関東学院大学が解雇処分。情報数理研究所で原子力関係の仕事に従事)

川野辺聡明(河村氏の定時制高校時代からの友人。印刷業。救援通信の印刷もした。)

小谷孝一(東京理科大。71年段階にハリスト闘争。その後も組合を拠点として活動)

小林忠太郎(69年に日大が懲戒免職。農業原論の自主講座を持続。社会党国会議員秘書)

立松久昌(建築雑誌編集者。元「宮内・成瀬支援連絡会議」世話人↑原案を訂正)

田宮高紀(東京理科大。全統一労働組合執行委員長。反原発運動も活発に展開)

豊田巳津男(河村処分段階の関東学院大学の学生。現在は地域生協で活動)

中村幸安(明治大学。公害裁判などでの証言を数多くおこなってきた。)

堀川 勉(東京理科大。宮内処分撤回闘争に参加。同時代建築研究会のメンバー)

松下 昇(70年に神戸大学が告訴と懲戒免職。多くの刑事・民事裁判の当事者)

満田 正(69～73年に日大、東海大、関東学院大などが助手・非常勤講師の契約を解除)

宮内 康(71年に東京理科大が免職処分。山谷、釜ヶ崎の労働者のための建築で活躍中)

室田明彦(明治大学。岡山大学処分に関する人事院審理の代理人でもある。)

山浦 元(東海大学。各地の反原発運動に理論・実践の両面から参加)

欠席したが、レジュメや討論に関連する人

伊藤光子(87年に癌で死去した夫の伊藤久氏と共に元・関東学院大学学生↑原案を訂正)

小川信夫(東京理科大。71年段階にハリスト闘争。その後も組合を拠点として活動)

貝原 久(元・相模女子大短期大学部長、現・代々木ゼミナール講師)

竹内洋子(69年に城右高校が解雇処分。各種のパート労働をへて現在は中学非常勤講師)

別冊

会場で配布された資料(\*<sub>1</sub>、\*<sub>2</sub>は回覧可能。それ以外は12ページ以降に掲載)

五十嵐から…相模女子大から追放される経過に関する雑誌記事コピー数種

小林から…大山氏との共著『出稼ぎ最前線』(\*<sub>1</sub>)

松下から…模索舎月報6月号の救援通信最終号に関するA百字アピールVのコピー

堀川氏の74年の文章と90年の文章の各コピー

裁判提訴に関する提起(概念集5にも掲載)コピー

同時代建築研究会あての六月二〇日付の提起コピー

山浦から…救援通信最終号の訂正リスト(補充したものをこのパンフに掲載)

広島修道大教員処分に関するパンフ数種(\*<sub>2</sub>)



午後六時半までに数人が集まり雑談。松下は七〇年秋の長崎大の大学祭以来ひさしぶりに再会した五十嵐氏と、戦後のいくつかの大きい闘争に関わった人々の初心と現在について語ったのが印象的である。(松下作成レジュメ3のd・五十嵐氏への問いに対応)

田宮―宮内さんが甲府へ仕事に行き、少し遅れるということなので、七時も過ぎたし、そろそろ始めたい。この部屋の家主でもあるから司会をさせていただく。

山浦―救援通信最終号の会計報告をする。事務局に残った三十万円あまりを二百五十冊の印刷費と編集会議への交通費に使用したが少し赤字になり、宮内氏が今のところ個人負担している。かれと三人の編集委員(田宮、松下、山浦)が配布を開始しているが送料などの費用も相当かかるので一冊千円のカンパでそれらの赤字を補充し、今後もし黒字になれば(増刷するかどうかを含めて)使用方法は前記の四人で決めていきたい。(松下作成レジュメ1、2に対応)なお、訂正リストを配布し、広島での教員処分の資料を回覧します。

田宮―配布過程での反応について御意見を。松下氏のレジュメでは副題のことなど批判があるようだが…。(松下作成レジュメ3のaに対応)

松下―レジュメに書いたのは松下の意見というより配布過程での反応から重要と思うものを紹介した。今日の討論の具体的な展開に応じて私の意見ものべる。

河村―救援通信最終号を私の家内や(大学に今年入った)息子は全然読もうとしない。

(これまでの集まりでも処分されたことや何年も裁判をやっていることを家族が軽蔑しているという嘆きの発言が何度かあり、その集積の感慨をこめて)これが今の状況だ。

田宮―私の家内や息子はよく読んでいる。自分の状況をすぐに一般化しない方がよい。

松下―この場にはいない数十人に配布してきたが、それぞれよく読んでいる。また、これ自分で刊行してきたパンフを委託販売してきた新宿の模索舎にも置き、模索舎月報にも百字のアピールを掲載した。(コピーを配布<sup>17</sup>、<sup>18</sup>ページに掲載)

大山―私の経験では、私の書いたものなどよまないといっている家族が私のいない時よんでいることがある。河村さんの家族もきつとそうだと思う。

(宮内氏が到着。かれの事務所に宿泊した松下が宮内氏の不在中の19日午前に受け取った伊藤光子さんから宮内氏あての宅急便「ウイスキーをテーブルに置く。この時ないし別の適当な時に、伊藤久氏の遺稿や追悼文のパンフ化のプランが中断されている原因について松下よりも事情をよく知っている人に質問した方がよか<sup>19</sup>ったかも知れない。なお、原案を読んだ伊藤光子さんからは、遺稿集の刊行作業の中断の原因は明らかにはしないままではあるが、自分の中では<sup>20</sup>作業中であるという手紙がきた。―刊行委)

宮内―私の処分についての裁判では勝訴し和解によって一応の決着はついたが、支援した理科大の人々は今も孤立し、二十年たっても身分が同じままであり、昇格していない。大変すまない思いである。また、私と一緒に活動した助手の成瀬氏は、処分の可能性が大きかったが、急に大学を辞めてフランスへ行った。かれの記憶は強烈だ。

立松―成瀬氏の選択の要因は闘争とか処分の動きだけではなく、あるラディカルな女子高



校生との恋愛関係でそれまでの生活形態を維持できなくなったことも大きな理由だ。いまでもパリにいる成瀬夫妻とはずっと親しくしている。(立松、宮内の両氏の意見で原案を訂正→刊行委)私も宮内氏をずっと支援してきたが義理や政治的立場からというより宮内康という男が好きだったからだ。私の家内もファンなので今度のパンフレットの宮内氏の文章も熱心に読んでいた。宮内氏はあまり共闘者や支援者への影響について深刻に考えない方がいいのではないか。

小谷→自分たちは学内で孤立しているという感じはなく、組合を拠点として学内外で一番大きい顔をして活動している。

田宮→ただ、組合という合法組織での活動が、宮内氏のやろうとしてきたこととズレる面があったのではないかという気はしている。(松下作成レジュメ3のd・宮内、田宮、小川の各氏への問いに対応)

松下→パンフ二二四〜五ページの年表には71年5月の処分発表後の段階に小谷氏らが断食(ハンスト)を次々におこなった経過が記されているが、この動きと組合レベルの方針はどのように関連していたか。その意味を現在どのように把握しているか。

小谷→ウーン。あの時は方針を立ててというより、情況の熱気に押されてというか…。(註→小谷と松下のやりとりは集会の終り近くに討論の焦点が分散化した時になされているが、関連するのでここに入れる。なお、処分段階でのハンストや、その後の組合を拠点とする学内外での持続的な活動の例は松下の知る限り皆無であり、この例外的な自然発生性と組織的活動の双方のプラス面を69年以後の活動の対象化をふまえてどのように普遍化→方法化していくかが私たちそれぞれに問われている。)

河村→(関東学院大では労働組合の書記長を何年もしていたが、処分段階以降は組合からの支援は実質的にはなかった。日大の小林氏の場合はもっと露骨に他の役員が保身のために小林氏の処分に協力している。→刊行委)私の場合、情況の熱気に押される以上に学長・岡本正(元・日共幹部)との対立関係で闘争に関わった。だから、松下さんは悪いけど、かれの死(85年)で私の闘争は終わっている。(松下作成レジュメ3のd河村氏への問いに対応)ところで理科大の助手の人たちを昇格させる運動を、当時から講師の田宮氏は学内で何故やらないのか。こんな所(学外の労働組合本部)に逃げ込むべきではない。

田宮→(笑いながら)エーッ、逃げ込んだことになるのかなあ。

宮内→私は以前から助教授のままの堀川さんを教授にする運動をしたかと思っっているのだが。(宮内氏の註→これはこういう意味である。堀川さんが数年前に学位をとられたので、大学側のこれまで昇格させない表向き理由が~~して~~なくなっただから、昇格を申請する運動により昇格させない真の理由を明らかにできるのではないか、ということ。)

田宮→どちらの場合も昇格の運動など私は絶対にやらない。やりたい人はやればいい。

(刊行委の註→小谷氏が前記の河村氏と宮内氏の発想を批判する文章へ我々は孤立してきたのか)を送ってこられたので、<sup>刊行</sup>38ページに掲載する。)



中村―私は(室田氏も)明治大学で二十年以上も助手のままだが、昇格していないことを同情的な視点で話題にされるとコップを投げつけた程の怒りを感じる。私たちは意志的に昇格を拒否しつつ公書裁判の証言などで相手の教授たちの論理を粉碎したりすることによって、身分制度の空洞化をも立証している。

河村―小林さんは社会党の国会議員の秘書として活動しているが、世界的に社会主義(の基本にあるスターリン主義)が敗北しているのだから、今後は社会主義ではやっていけないのではないか。アメリカのいう自由化を含めて自由化の要求は全て認める方向がよいと思う。(刊行委の註―小川氏が原案での河村氏の発想を批判する文章へ今日的、歴史的課題)を送ってこられたので、<sup>(別冊)</sup>ページに掲載する。一方、河村氏は、入れ違いに「①自分の発言が狭い意味で受け取られているが、人間の発想や行動の自由さを強調したかった。②社会主義への期待が崩壊したことへの口惜しさ、その深さからの言葉である。」という趣旨の補足が電話であった。原案の記載を一部訂正する。)

小林―あなたのような人がいるから、私が社会党でがんばらなければならないのです。

私はアメリカの日本に対する戦後の特に農業政策を分析したり、日本がフィリピンなど東南アジアで果している悪質な役割を現地を確認しつつ行動してきた。あなたは(原発の研究発表などで)アメリカへは行くが、フィリピンへ行かないことが問題だ。

河村―今日はいわれないでおこうと思っていたが、私と宮内さんと小林さんのうち、裁判で和解せずに最高裁まで争ったのは私だけだ。それぞれの事情はあったにしても例えば小林さんの場合は奥さんの病気が理由だったはずだ。こういうことは救援通信最終号の文章には書かれないから、書かれないことを読み取らねばならない。

小林―私が和解に踏み切ったのはフィリピンを含む活動の広がりに対処するためであり、河村さんのいう理由ではない。信用してもらえるかどうかは別だが。

松下―宮内さんの和解は、一番での勝訴を確定し、教員の警備活動は業務ではないとする判例を他の裁判にも応用しえたことや、和解による経済的収入を救援連絡会の事務所の運営費用にあてたことなどから示されているように、むしろ積極的、攻撃的な和解といえる。

満田―河村さんは書かれないことを読み取れというが、事実経過や評価は確定しえない幅をもつことに無自覚ではないか。私の書いた河村氏の闘争経過や評価にかれが不満であることは電話でのやりとりで判っているが、書く立場のそれぞれの必然性によるズレは当然ありうるので、書かれないことを読み取れとはいえないだろう。

田宮―満田氏の文章は事実誤認が多い。(註―日付などの間違いは、編集段階で訂正。)  
豊田―当時の私の仲間でも満田さんの文章を読んで(闘争や人間の把握の仕方について)これは何だと怒っている者が多数いる。

満田―見解の相違だ。

河村―これもいわないでおこうと思っていたが、満田氏がいろんな大学の闘争に助っ人の



ように出かけていく根拠は、あなた自身の最初の闘争現場である日大で十分に戦わずに  
圧力に屈して退職に同意する印鑑を押ししたことへの引け目なのだ。

満田―私は私の判断で活動の場や方法を決めてきたのであり、引け目などない。

田宮―前回の集まり（90年3月）には連絡が届かないために参加されなかった五十嵐氏が  
今日をはじめて来ておられるので相模女子大の問題について話していただきたい。（松下  
作成レジュメ3のcに対応）

五十嵐―（「新雑誌X」などのコピー数種を配布しつつ）こういう場に呼んでいただいて  
ありがたく思っている。私は敗戦直後からの学生運動に参加し、何人かの優れた指導者  
を身近に見てきたが、かれらは生涯的な身の処し方でも立派だった。それに比べて69年  
の闘争の指導的な人たち、特に私を相模女子大から追放した人たちは、闘争から権謀術  
数だけを学んだとしか思えない。かれらは特権的な位置にある教員を主体とする組合を  
利用して理事会をも巻き込む路線（きっかけは80年の事務電算合理化計画）をとり、組  
合の幹部は次々と管理職になった。私や少数の教員は事務職員を主体とする別の組合に  
参加していたが、かれらは委員長を助手のまま昇格させず、年長者の私を少数派の指導  
者とみなして心理的ないやがらせや身体的な暴力行為をおこない、私がそれらを公開の  
問題として追求しようとする、存在しない学歴詐称問題を噂として撒き散らしつつ私  
の退職を迫った。かれらは決して個人名のビラで意見をのべず、公文書や教授会決定と  
いう形で自分たちの立場を正当化する。かれらの出す文書の文体や内容は69年段階の日  
共・民青とよく似ていて、かつて敵対関係にあった人、しかも指導的な位置にいた人の  
書いたものとは到底信じられない。私は心臓の持病があり、興奮してしゃべりすぎると  
生命にかかると医者から注意されているので、これ位にします。（薬を飲む。その後  
も時々）

中村―私も自分の大学で電算合理化に反対の運動をしたことがあるが、いま考えてみて、  
必ずしも電算化が悪いと評価できない。それぞれの大学の個別の条件に規定されて、あ  
る計画や方針への対応も意味づけられるから、詳しい経過を知りたい。

五十嵐―司会者の田宮氏に経過の全資料を後で送るので希望者に回覧して下さい。

中村―相模女子大には元東大全共闘の幹部だけでなく、現在も新左翼党派に属している人  
も何人かいるはずだが、かれらは五十嵐氏の排除に反対したのでしょうか？

五十嵐―いや、排除の黙認ないし加担でした。私の方はむしろ排除策動以前の時期には、  
新左翼党派に属している教員から、自分のゼミの学生の三里塚闘争への動員を依頼され  
ると必ず応じてきた。かれが自分のゼミから動員する人数よりずっと多く…。

中村―（やや驚きつつ）三里塚闘争にも現われているような党派間の対立が影響している  
のかと、救援通信最終号の五十嵐氏に関連する箇所をよく読んでみたのだが、そうでは  
ないようだし…。相模女子大にいる私の知人から聞いている話と大分ちがう。（このあ  
たり中村氏はかなり大声の詰問調でしゃべる。）



五十嵐―そんなに威圧的にしゃべらないで下さい。私は事実をそのまま語ろうとしているだけです。ゆっくり聞いてもらえば、ゆっくり正確に答えますから。

満田―私も相模女子大に69年以來の知人がいるが、五十嵐氏を排除する側にまわった人の立場も判る気がする。かりに、この場にいる人が全員で新しく一つの大学を作っていくとしたら、大学を存続させるためにはだれかを排除しなければならないことが必ず生じるのではないか。

(数人が口々に何か発言するが聞き取れず。)

松下―議論を基本的な位置にもどしたい。事実経過については、ここで全てを五十嵐氏から聞くとか、自分の知人からはこう聞いているとかの範囲で論じるのは問題外である。本来、大衆団交のレベルで全ての当事者や資料を目の前にして初めて事実性に迫りうるのであり、その方向へ近づくような論じ方が必要である。また情況論としていえば、69年以來の闘争参加者や政治党派の現在と未来の本質が、この問題を媒介して全ての人にリトマス試験紙のように突きつけられているのだ。なお、満田氏の発言は、私のがべた情況論の一環として位置づけければ、だれもが自戒すべきこととして半ばの正しさをもっているが、そうでないと考えざるをえず、この場にいる人が全員で新しく一つの大学を作っていく、という前提は錯誤している。

宮内―その通りだ！(記録原案のカッコ内の説明は宮内氏の意向で削除―刊行委)

中村―松下さんは、この問題を元東大共闘に属した特定の個人の現在のあり方としてではなく69年以來の闘争に関わった者に対しても一般的に問うつもりか。

松下―そうだ。さらにいえば、この問題は無数の問題の一例に過ぎない。それぞれが自分の20年の過程で対応する共通の問題が内部にあることに気付いているはずだ。

満田―事実の確認の仕方というと、皆で相模女子大へ出かけて確認するというのは困難ではないか。

松下―事実を確認していく原則性の確認と、実現の困難さの具体的な確認が出発点だ。

五十嵐―少なくとも、公開された記録を媒介する私の主張に対して、まず文書で反論してほしい。私を排除した人たちや、90年3月の集会で私に関して批判的に語った貝原氏はこれまでずっと沈黙している。

田宮―今度のパンフにもこのテーマについて書いてほしいと依頼したがその時は断られ、その後、年賀状には手をあげがして書いて書けない、と書いてあった。(記録原案を訂正)立松―ということは書けたんですね？(多数の爆笑)

五十嵐―かれは困った時にはいつもその手を使う。ただし、私は貝原氏ではなく現在も学内を支配し、私の問題に関しては教授会決定の陰に隠れて何もいわない人たちがこそが答えるべきであると思う。かれらは責任ある個人としての文章を決して書かない。私の主張に反論できないから沈黙して既成事実を固定化しているのだ。

それから、救援通信最終号への反応の一つを伝えると、雑誌「宝島」に關係している人が、最終号の文章の総体について、20年たつてこの程度の思想にしか達しないのかと



否定的な評価をしている。

松下「宝島」の文章というのは読んでいないが、読んで必要と判断すれば反撃する。これに限らず、われわれの文章の背後にある困難を見ずに安易な思想モードから評価する批評に対しては全て反批判していく。(註一集会終了後、書店で探したが、それらしいものは見当たらないので松下が五十嵐氏に初めて電話して問い合わせると、前記の批評は雑誌ではなく五十嵐氏への手紙に記されているに過ぎないこと、筆者も雑誌の編集方針に主要に関わっている人ではなく、別冊の教育問題特集に執筆したことのある埼玉の高校教師であることが判った。ただし、今後でてくる可能性のあるさまざまな批評への反批評はいつでもおこなう。)

河村「私は最後まで自分を支えてくれるのは思想とか組織ではなく、思いやりの心だと思ふ。処分後の専門を生かす職業としても生活のためにも、今の仕事をやるしかないが、むしろ心がびのびするからやっているというのが正確だろう。しかし、もう年なのかコンピュータを打っていても「0.1」と「0.1」の違いを眼で識別できないためにプログラムの間違っている箇所を発見できず何日も悩む位に眼が悪くなっている。仕事には自信があり、原子炉事故に関するアメリカの研究者のプログラムを数千万円で日本政府が買ったことがあるが、私のプログラムの方が優れているはずだ。今ほしいのは、これまでの仕事に対応する評価で、博士号を申請している。工学よりも理学でほしいのだが…。

五十嵐「(まわりの人に小声で)河村さんがいっていることは、みんな冗談なんでしょう? 満田「いや、本気ですよ。(五十嵐氏は茫然としている。)

河村「称号や国家認定資格でしか仕事ができないこともある。一級建築士の宮内さんも。(刊行委の註一直後の宮内氏の発言は、かれの意向で削除。専門、資格、生活をめぐる討論は、この段階ではこれ以上は続かなかったが、各人が印象深いテーマの一つとして持ち帰ったと思われる。参考資料として概念集2から「生活手段」の項目を<sup>(21冊)</sup>30ページに掲載しておく。なお、記録原案を読んだ女性の彫刻家が、河村氏が率直にのべた欲求は多くの人の意識の深部にもあるはずで、簡単に批判しえないのではないかと指摘していることを付記する。2 ページの堀川氏の昇格問題に関する宮内氏の発言にも示されているこのテーマの根はかなり深く、深い視点からの討論が必要であろう。)

五十嵐「河村さんの歌集「不条理」にあるお子さんの死は、処分後ですね。

松下「いえ、73年処分前の前の71年です。歌集の刊行は72年で処分策動の開始時期になる。

五十嵐「あの表現はすばらしいが、その後あれ以上の表現をしていないのではないか。できれば、また、歌集を作っていたきたい。

河村「五十嵐さんのご期待に沿えるかどうか…。

田宮「予定の九時半を過ぎたので、あとは自由な発言をどうぞ。もうやっているが。



山浦―私は明日の青森地裁の裁判（六カ所村に設置予定のウラン濃縮施設の問題）に参加するため今夜の夜行列車に乗るので最後まで討論に参加できないのが残念です。

松下―このパンフの作成過程の最も困難な作業を支えてこられた山浦さんから何か一言。

山浦―皆さんのご協力でパンフを刊行でき、初めてお会いする五十嵐さんを含めて集会を開くことができうれしい。救援連絡会に関わった期間、とりわけ、このパンフの刊行過程でたくさんのお話を学び、いちばん得をしたと思っている。たくさんテーマがまだ残っており、組織としての救援連絡会は解散するとしても、できれば今後もうこういう集まりをもてたらよいと思う。

満田―それは無理じゃないかなあ。

五十嵐―あまり長時間しゃべると身体によくないので、もうじき帰ります。ついでにしておく、五十嵐という名前は本来は新潟が発祥の地らしく、大ていの方はイガラシと発音するが、イカラシが正確です。ここにいる人でイカラシと発音したのは山浦さんだけだが、あなたは新潟出身でしょう。

山浦―そうです。

小林―私の故郷の信州ではエガラシと発音する。越後と川一つ、橋一つ越えるだけで発音も違ってくるのです。

河村―小林さんは小林一茶が住んでいた村の近くの出身と聞いたが、かれは俳句は作ったとしても、結局は農村の厳しい現実に入りこめなかった脱落者ではないか。

小林―かれへの評価はともかくとして、私は自分自身の体験をふまえて農村の次男、三男が地元では生活できないために都会へ出稼ぎにきている状況を、ここにいる大山さんたちと一緒に調査して本にまとめました。（著書を希望者に配布する。）

河村―私はこの頃、自分が何をしてきたか、これから何をしていけばいいのか判らなくなる。娘もやっと結婚することになったが、私とは人生観がズレちがっているし。

（田宮氏の註―この河村発言と自分の発言の間には、「人はだれでも自分に都合のいい前提をおいて話をしたがる。」という誰かの発言があり、それを受けて次の発言をした。）  
田宮―私も河村さんとあまり年はちがわないが、いつも困難な段階にさしかかる度に、すべてこれから始まるのだと思うことにしている。二十年位前に学生と一緒に酒を飲んでいたら、どこかのおじさんが私に、お前は学生かと聞いたので違うというと、でも結婚していないだろうと聞く。していると、でも子どもはいないだろうと聞く。ガキもいるというと呆れていた。（刊行委の註―この後に「今もそう見えるかも知れない」というような発言が続いたような記憶もある。）

小林―普通の人の目にそう映るような話し方を酒を飲みながらするのは問題ですよ。それに子どもをガキなどというべきではない。

田宮―（笑いながら）ウーン、そうかなあ……。別にいいと思うけど。

小林―それに、あなたはタバコを吸っているが、タバコを吸うような人のやる運動など信



用できませんよ。(といつつタバコを吸っている河村、宮内、松下などを見回す。)

中村―私は以前に小林さんのタバコ批判を聞いてからやめました。

室田―私も同時期にやめた。やめてからしばらくの間、会議などで傍の人がタバコを吸うと臭いが気になって仕方なかったが、この頃は気にならなくなった。

小林―こういう人もいるのですよ、皆さん。タバコは国の専売であること、天皇が功労者に恩賜のタバコを与えても自分は決して吸わない意味を考えて下さい。麻薬の場合も、それを売る人は自分は用いない。タバコは吸っている自分以外の吸わない人の健康まで害するという意味で麻薬以上に悪質です。

河村―自動車の排気ガスの方がずっと大量に撒き散らされるし体にもずっと悪いが、タバコを吸わない人も車を運転するのは矛盾しないか。

中村―車は必要であり、使用には止むを得ない面がある。また、河村さんのいい方はタバコを吸うことを正当化する理由にはならない。

河村―それはそうだ。

小林―松下さんはなぜタバコを吸うのですか。

松下―ウーン(と困りつつ)、タバコの書論に一定の正当性があるとしても、論じる視点を広げたい。かりに獄中にいる人に非合法にタバコを一本さしいれることができれば、大いに力づけられるだろう。また、67年にゲリラ戦闘の中で負傷し捕らえられ、裁判なしで処刑される直前のゲバラが、上官に命令されつつも銃殺をためらう政府軍の兵士に向かって「怖がらずに撃て、これを吸っている間に!」と叫んだ事実などを議論の範囲に加えるべきではないか。タバコと、それを必要とする意識や現実との関連など…

小林―そんなに現実には不満ですか。不満でもタバコを吸わずに現実を変えていくべき。

松下―タバコは不満との関連のみならず、たのしさやくつろぎの媒介としても吸う。タバコにも影を落としている人間の生理―幻想―文明論を包括しえないタバコ否定論(に象徴される発想)は拒否します。

小林―それなら麻薬を吸えばいい。

松下―さきほどのべた包括性の視点における戦いで必要な場合には麻薬でも何でも用いるでしょうね。(別の人や視点からの説得には応じる可能性は残すが)少なくとも小林さんのレベルの意見でタバコをやめることはない。それに、この問題に限らず、一定の正当性をもっているように見える主張を絶対的な正当性として押し出す場合に忍び込む類廃に対して(自分についても)注意深くありたい。(と吸い続ける。)

小林―お気の毒です。松下さんと、それ以上に周りの人たちにとってお気の毒です。

豊田―松下さん、タバコがなくなったので一本ください。この頃ロング・ピースを吸う人が減っているから、吸っている人に会うとうれしいなあ…。

中村―救援連絡会には関わってきたし、自分でも環境破壊の裁判などで証言してきたが、ずっと裁判の意味に疑問を感じてきた。松下さんは宮内氏の裁判に意味を認めているよ



うだが、そのあたりはどう考えるか。(松下作成レジュメ3のbに対応)

松下ー理科大の堀川さんが74年に書いた文章と今度のパンフに書いた文章を並べてコピーしたものを用意しているので丁度よい。(松下作成レジュメ3のd・堀川氏への問いに対応)堀川さんは、90年の文章の最後で、宮内さんは裁判せずに大学内でねばり強くプロテストした方がよかったと書いているが、これは処分されても裁判提訴すべきでなかったということか。

堀川ーそう受け取られるような書き方をしてしまったが、そうではなく、プロテストの本質と裁判の本質は違うのではないか、といったかった。

松下ー私もそう思う。その違いをより明確にするために堀川さんの二つの文章を、批判のためにではなく私たちの発想に刺激を与えるために並べてコピーした。<sup>(29頁)</sup>29ページに転載)74年の文章では本来の争点である「教育対管理」の問題を「労働対管理」の問題に転化させたのは組合であるとしているが、90年の文章では転化させたのは裁判提訴であるとしている。私はこのズレは組合と裁判の双方の限界を越える方向を堀川氏が無意識に求めていることの現われであると考ええる。問題は、プロテストの展開にとって①学内での(組合)活動と②裁判提訴のどちらをとるかという発想を越える本格的な永続闘争をどのようにつくり出すかである。(関連して、救援通信最終号24ページ下の山浦氏の追記を参照していただきたい。)このような位置を獲得している場合には、前記の①、②その他どのような方法にも自由に関わってよい。また、堀川氏のプロテスト概念に触発されて自分の戦い方を対象化した表現があるので読んでいただきたい。<sup>(31頁)</sup>31ページに転載)

中村ー私はやはり裁判提訴に意味を見出し難い。

松下ー一般に裁判という場合、特に提訴のレベルでいう場合、民事のイメージでとらえがちであり、救援連絡会でも処分への対抗手段イコール裁判イコール民事と考えられているが、69年以來の、特に全共闘運動に関わった者にとっての裁判のイメージは権力から売られたケンカとしての刑事裁判である。しかし、裁判に意味を認めるかどうかという問題を、主観的ではなく関係の総体性において把握すれば、民事・刑事を含めて意味はあるし応用可能であると考ええる。

中村ー私が証言などで関わってきた経験からはそう思えない。(刊行委の註ー記録原案を送る時に、どのような裁判でのどのような経験からそう思うのか、また、そう思いつつ今も証言をしているとすればなぜか、と質問したが応答はない。)

松下ー七月に刊行予定のパンフレット概念集5に掲載予定の「裁判提訴」の項目を、ここで先にマスプリして配布する<sup>(32頁)</sup>32ページに掲載)が、あなたの疑問範囲を含めて、ここで基本的な考えは全てのべている。あなたは、獄中の人が例えば国家機関の待遇や処置について民事訴訟を提起することや、刑事裁判の判決や決定に不服で異議を提起することにも意味がないというのか。

中村ーそうだ。



松下―理由は？

中村―不利益があっても耐えるべきと考える。

松下―あなたが獄中での体験を潜って考えているのではないから信じられないし、判断の根拠が部分的だ。

満田―それはそうだ。

小林―私は思想的な難しい議論には縁のうすい哲学貧困の人間だが、社会党国会議員と共に日常的に活動し、社会党政権の内閣の顔触れをすでに議論している。ここに在る皆さんは、そんなスケールの大きい議論はしたことがないでしょう。私は農林次官に内定している。(何人かのアツケにとられたような笑い)

田宮―私を科学技術庁長官に推薦してくれませんか。(小林氏ら苦笑)

中村―私は社会党の現状をみてはつきりと訣別することにした。

小林―(自衛隊容認など綱領に関わるやりとりの後で) あなたの意見をぜひ社会新報などに書いてほしい。

中村―書いたとしても党内に変化の生じる段階は過ぎているでしょう。

松下―今日の集会への私の参加は、昨日の同時代建築研究会(毎月第三水曜夜に宮内氏の建築設計事務所で開催がある。)への参加に連続している。このような参加の仕方は何回か続いていて、救済連絡会の集会在木曜になることが多いが、遠方から来る私のためにもそのようにセットしていただけてきたことによるもので感謝している。このような関係から昨日の例会の参加者にも今日の集会の意味を伝え、パンフも読んでもらっているので、今日は逆に昨日の例会の経過を踏まえて私が今日の日付で作成し配布中の文書コピーをこの集会でも配布したい。<sup>2</sup>ページに掲載。関心をもつ数人の質問に対して松下から補充説明し、さまざまな分野の共通の問題性、特に生活に関わる仕事と、生活をみだすか対立する場合もある仕事や遊びの統一的な把握や大学闘争開始以降の視点からの検証が必要であること等を指摘した。

田宮―今日まだ何もしゃべっていない川野辺さん、何かご意見ありますか。

川野辺―ずっと興味深く聞いていましたが、それぞれ自分がどこかで問われている重いテーマばかりで、簡単に意見をいえそうにありません。

11時半を過ぎ、帰りの電車がなくなりそうなので解散。御徒町駅への帰途、殆どしゃべらなかった室田氏が松下に、竹内洋子さん(救済通信最終号に松下がかの女の以前の文章を註と共に転載)や中尾麻理子さん(元・南山大学生、80年代前半には横須賀に住んで救済連絡会にも参加。84年末に東京高裁法廷で松下と共に拘束し制裁し起訴された。)はどうしているのかとたずねたのが、この日の集会の未対象化領域の拡がりを浮かび上がらせて印象的であった。